

書簡にみる好古家畠山如心齋と小室元長の交流

—明治十年代の古文書販売と新井白石の墓所調査をめぐって—

芳賀明子

はじめに

武蔵国比企郡番匠村（ときがわ町）で代々在村医として活躍した小室家の五代目当主小室元長（一八二二〜一八八五）は歴史に造詣が深く、その晩年には近隣の同好者と好古ネットワークを形成して研究を進めた⁽¹⁾⁽²⁾。仲間には久米田村の内山作信⁽³⁾、平村の峰岸重行⁽⁴⁾、胄山村の根岸武香⁽⁵⁾らがいたが、その輪の中に東京浅草の好古家畠山如心齋も加わっており、小室達から依頼された出土品・古物・書画等の鑑定や古文書・古銭の販売、好古関連情報の提供等を行っていた。

当館収蔵の小室家文書⁽⁶⁾中の『畠山手簡』（当館資料番号 小室家二五）は、小室元長に宛てた明治十年から十五年の畠山如心齋の書簡を綴じたもので、両者の交流や当時の好古事情が具体的に知れる好史料である。本稿ではその書簡集から、畠山が行った古文書販売と新井白石の墓所調査に関する部分を紹介したい。他に畠山の書簡（小室家五六―五）⁽⁷⁾、親友峰岸重行の書簡を綴じた「明治十三年親友帖」（小室家五三）⁽⁸⁾、白石社関係記事を纏めた「白石社雑記」（小室家一〇九）等を使用する。

なお、巻末に『畠山手簡』の内容一覧表を付し、便を図った。

一 『畠山手簡』について

畠山如心齋（一八三〇〜一八八三）は一橋家の目付役を勤め故事・歌学に通じた畠山梅軒⁽⁹⁾の孫で、その薫陶を受けて育った旧幕臣の国学者である。如心齋の履歴については渡辺刀水が梅軒の伝記の中で触れている⁽¹⁰⁾。それに依れば、名は常行、諱は重巽、号は重山・節庵、舎号は如心齋・泮水亭、国学和歌を能くし、前田夏蔭に学び、有職故実を栗原信充に学ぶ、天保十二年に跡目を継ぎ、嘉永五年に学問所で論語を講じ、安政四年からは西洋学の修行を命ぜられ、万延元年に御小姓となり、以後慶喜の御供を勤める、明治元年に御書院番頭・銃隊頭、同二年に文部学校創立御用掛、同三年三月に東京府貴族にて兵部省の支配を受けることを命ぜられるとあり、『泮水雑録』等の著書がある。

畠山如心齋は浅草に住み、隠居後は好古家としても活躍し、古器物・書画・古銭等の鑑定や売買なども行っていた。

畠山が小室・峰岸・根岸らと交流したのは明治十年代である。その契機は慈光寺にある畠山重忠断碑の修建と副碑の建立にあり、『畠山手簡』によれば、畠山は系図の校訂、栗本鋤雲への副碑撰文の依頼、書

家安藤龍淵への碑文清書依頼、石工の手配、碑の海送等を担っていた。

この断碑保存運動については、重田正夫氏が詳しく研究されている⁹⁾。

畠山は明治十二年三月に慈光寺の重忠碑や菅谷館跡を訪れ、その際に小室家へ逗留して小室元長と親交を深めている¹⁰⁾。当時の小室は医師を廃し、専ら歴史研究の日々を送っていたが、持病のため外出が次第に困難となっていた¹¹⁾。十四年七月の畠山への書簡(小室家二五―(四〇))には、「頽齡長病、迎も藁石ノ及ブ所ニ有之間敷ト心ヲ決シ、禍福ハ天意次第ニ打捨置」とその深刻な病状が記されている。

しかし、意外なことに、若い畠山の方が明治十六年六月二十七日に五十四歳で先に逝き¹²⁾、小室が六十四歳で歿したのはその二年半後の十八年十二月十日であった。

今回紹介する『畠山手簡』(小室家二五)は、畠山如心齋の書簡を小室元長がこよりで綴じ合わせたもので、大凡が年月日順となっている。図面四枚と封筒のない書簡一通、封筒付の書簡一通が挟み込まれており、封筒の畠山の住所は、「東京浅草区南松山町三十五番地」とある。

この書簡集には、巻末の内容一覧表に示すように、①小室と仲間が依頼した古器物や書画の鑑定、②慈光寺の重忠碑の修建、③古文書の販売、④新井白石の墓所調査と活版本の刊行・取次、⑤東京の好古事情など様々な内容が含まれているが、今回は、③と④のテーマについて該当部分を紹介していきたい。

各史料には発信者と書簡の年月日(「」内は推定)を付し、書簡の綴じ順の仮番号を()内に振った。また、『親友帖』(小室家五三)にも同様に仮番号を付した。なお、峰岸の書簡には号である雪畝・雪甫の署名が多く使われているが、発信者名は峰岸で統一した。

二 畠山如心齋による古文書の販売

まず初めに、畠山が行った古文書の販売について見ていこう。

次にあげるのは明治十三年五月の畠山の書簡の一部(史料一)である。

史料一 畠山 「明治十三年」五月十一日 (小室家二五―(一九))

「一、古文書ノ売品ハ無之哉トノ御尋、随分売品も有之候得共、一千年以上ノ物ハ至て稀ニ而、大体鎌倉已後ノ物ニ御座候え共、夫ニて宜候ハ、何時ニても御せわ可仕、但、代価も足利時代ノ物ニ候えハ、凡上等一枚ニ付一円より、中等五十銭より、下等廿銭位より有之、時代ハいつの頃、又代価ハ何程位迄ノ物御望ニ御座候哉、其辺御幸便ノ節再被仰下候様仕度候也」

畠山は小室の古文書の購入希望に対し、売物の古文書は多数あるが一千年以上古いものは稀なことを述べ、平均的な古文書の相場を知らせている。この情報は小室の友人峰岸へも廻された。次の同月十五日の峰岸の書簡(史料二)には、自分も古文書を購入したい旨が述べられ、また、青山村の根岸家が「太政官印之古文書」を買入れた記述がある。

史料二 峰岸 「明治十三年」五月十五日 (小室家五三―(八))

「足利以下云々面白キ品ニ有之候、如仰文言ニも寄候得共、先ツハ極古物ニ無之テハ直段を為候義ニも無之、文言・寸法等御承知ニ相成候ハ、僕も四・五枚も買入可申候、先日根岸氏(青山)太政官印之古文書買入候由、信書中一寸噂有之候、古キ物ハ何トなく面白キものニ候、スキナレハ歎」

翌六月末の書簡(史料三)で畠山は小室の古文書の購入希望に応じ、中古の文書を含む売物の「古文書目録」(史料四)を送ってきた。この目録には、当時売買された古文書の内容や値段が載っており興味深い。

史料三 畠山 「明治十三年」六月二十日 (小室家二五—二〇〇)

「二、古文書之義尚又被仰越委細承知仕候、依而別紙ニ其大意ヲ写取進呈仕候、但、紙ノ寸法ヲも一々取差上申度ハ存候へ共何分多忙ニ而手廻り兼候間、是ニ而御免可被下候、別紙中全紙ト認候内ニも少シク大小有之、大ハ当今之大奉書位、少ナルハ西之内位カ、先通左ニ御座候処、右ヲ中程トシテ毎紙不同ものと御推可被下、殊ニ近代下等之文書ニ至てハ目下ノ半紙ヨリも少劣ナルも相交り居申候、又、仰之感状如キハ文書中ニて最可貴者ニ有之候得共、右等可貴者ハ至而稀ニて到底余り用ニもたぬ仏家ニ属した者ノミ多く、逆も御氣ニハ入申間敷、併一寸見て役ニタ、又様ナルも、紙質墨色字体ハ勿論、其他も何歎其時々之考証ニ相成ル事不少候ハ古文書ノ一徳にて可有之候」

史料四 畠山 「明治十三年」七月一日 (小室家二五—二三八)

「古文書目録(著者註 太字は朱書、【 】は現存の資料番号を示す) 下等

- 一、一 六錢 真桑瓜ヲ送ルノ文状 東寺年預宛 策庵某花押 無年号有月
- 日全紙二ツ折表六行ノ物
- 一、二 九錢 礼錢請取之文状 同雲齋祐阿花押 〃〃表九行 〃
- 一、三 二錢 万陀羅供執行出仕之文状 同寺・醍醐寺年預宛
- 治部卿法眼長盛・兵部卿上座重快両花押 〃〃表裏十三行 〃
- 一、四 九錢 河原城年貢之文状 金勝院法印宛 其名花押 〃〃
- 半切十一行 〃
- 一、五 十錢 河原城公用運上并五明雜紙等ヲ送ルノ文状 東寺公文所法
- 橋宛 未詳・春賀花押 〃〃十行 〃
- 一、六 九錢 松勝右(異名歟)方へ真桑瓜ヲ幸便之状 東寺年預宛 瓦崎

二左衛門某花押 〃〃全紙二ツ折表裏十二行 〃

- 一、七 十錢 右京職本役之義ニ付而当寺之公文所ニ抱分事トアル法
- 護院宛 沼田勘ケ由左衛門・清延花押 〃〃同 〃十一行 〃
- 一、八 四錢 東福寺良岳院事トアル状 円且長老宛 对馬守重次・豊後
- 守忠秋・伊豆守信総 寛永十七年十二月十二日 全紙三行 〃
- 右寛永年号ノ文状ヲ除クノ外、いづれも西京東寺より出
- 候文状ニ而、永祿・天文頃ノ物ト申伝
- 代価八通ニ而八拾錢、一枚十錢平均ナレトモ一枚御
- 選出しニ相成候へハ少々宛高下有之よし
- 内十一錢引六十九錢相成

下ノ下等

- 一、九 一錢 智積院法度 権現様御朱印写 慶長拾八年四月十日 全紙
- 九行ノ物
- 一、一 一錢 五社明神領ノ事 当社神主宛 台徳公御黒印写 〃〃拾
- 五 〃十二 〃十六 〃同 七行 〃
- 一、一 一 一錢 五厘 比叡山法度ノ事 当御所御判物写 宛名ナシ 慶長
- 十三年七月廿七日 全紙 十四行ノ物
- 一、一 二 一錢 五厘 春日御供御修理祭礼諸下行并学問領五師領分ノ事
- 安藤ツシマ守・土井大イ 〃・板倉イカ、本多上野介より同
- 元和三年九月七日 〃 壹枚半ツギ 廿行 〃
- 一、 増上寺領武藏国云々ノ状 家光公御判物写 定誉上人宛 寛永十
- 一 〃五 〃廿三 〃全紙 十二行 〃
- 一、 朝鮮人日本人問答書簡写か本書歟未詳 無年号月日 〃十八行 〃
- 一、一 三 七錢 五厘 暹羅国握耶西潭麻喇謹致書於日本国本多上野介門

下云々書トアル 天運辛酉年四月七日 写本

内二通分代六銭引又一銭五厘直引×五通十銭五厘

右×七通 代価廿銭 但、写トイヘトモ紙ハ即当時ノ紙ナリ、
恐ラクハ当時ノ副本ノ類歟

中ノ下等

一、十四 四銭 新吉原京町家屋敷売渡証文 六右衛門宛 売主五人組月新
寺六人連印 寛延二・四・廿二全紙 八行ノ物

一、十五 一銭五厘 宗入ト云人ノ屋敷に知行譲受、権十郎ト云ヲ弟子
ニスル等ノ文 丹治主水宛 舜栄花押 慶安四・六・十一 半紙半
分六行〃

一、十六 一銭五厘 尊家屋敷・諸道具・諸旦那譲受兼仮名入ノ状 万太
郎宛 主水花押 寛文四・九・十三 小全紙 十六行〃 虫クヒ
多シ

一、十七 一銭 屋敷・やぶ・諸道具ヲゆづる仮名入状 宗益坊宛 同〃
七行〃 同断

一、十八 三銭 権十郎ヲ弟子ニして跡式ヲ讓ラント云約定書 権十郎・
孫兵衛両宛 某花押 正保三・十二・十〃 十一行〃

一、十九 三銭 主水宛 知行ノ山預ケノ文状 忠兵衛守藤花押 慶長申十
一・十七 同 七行〃

△一、二十 吾先祖大柳生庄右京京職利平也云々ノ文アル古写本ナ筆
者・年号等シレズ 保安二年云々ノ書出シアリ〃 十五行〃

△印×二通一銭

△一、廿一 毎年吉書始文例 古写本筆者年号シレズ 小全紙 六行ノ物
一、廿二 五銭 一字ウリワタシ片仮名文状 主水宛 西野田新五郎花押

慶長五・正・十〃 十行〃

一、廿三 三銭 永代田地寄進ノ状 宛ナシ 桑栄祐全トアリ花押ナシ 写
か本書か未詳 天文廿四・七・十九 全紙 七行〃

一、廿四 三銭 山うり渡し 仮名文状 野田縫殿助宛 保井坊某花押 寛永
十一・十一・吉 同 八行〃

一、廿五 三銭 吉原町遊女屋一式売渡証文 六右衛門宛 家持八左右衛
門印 寛延四・六〃 十五行〃

一、廿六 五銭、吉原町遊女身請証文 同 金龍山浅草寺中念仏庵主本人
専堂坊・証人市右衛門連印 享保二・二・十四〃 七行〃
内二銭引 三十四銭ト改

中等
×十三通 代価 三拾六銭

一、廿七 十五銭 雖何事依一方御助替候者互祝候云々ノ文状 賢空御房
宛 北条朝時ノ孫遠江兵之介東勝寺ニテ自害セシ人ト云、
頭勝花押ナシ 無年号三月廿一日 九行〃 雨シミ跡・ヌケ穴
一処アリ

一、廿八 五銭 進上四丈絹壹切右於改(珍ラシ) 所如件 此十三字ニテ
全文ナリ 宛ナシ 内人大和真吉トアリ、花押ナシ、康和五年
六月十日 小全紙 三行

一、廿九 廿銭 鷲尾如泉ト云名入平常文 井上本如房宛 沙門良順花押
ナシ 正和二年七月廿八日 全紙 八行〃 外ニ裏書ニ行アリ

一、三十四 五銭 法林寺五御供田之文状 宛ナシ 小泉後室(カモンノ
助ナドノ後室ナラン)(女性ノ花押珍ラシ)・吉村新次郎・同新
五郎三人花押 天文廿二年霜月七日 同 九行〃

一、三十一 廿五錢 伊賀寺平枋庄乱妨停止ノ文状 実相寺僧都宛 散位某花押 (管領家か將軍家花押ト見ゆ) 無年号 (但文和二ノ附札アリ) 〃 三行 〃

挾込 (三十)

●一、三十二 三十五錢 家康公并赤見某名入領所ノ件之文状 坪伯宛 (坪伯庄アルヨシ) 北条氏政ノ舎弟安房守ト云 氏邦花押 同五月十七日 當時のすきかへし半分 九行 〃 各字少シコスレアリ 【小室家五七〇〇】

一、三十三 三十錢 歳末到来品ノ返状 宛ナシ 義貫花押 永享元年十二月三日 全紙 六行ノモノ

内五錢直引 壹円五十五錢ト改

〆七通 代価壹円六拾錢、但、●印ヲ除ク外、いづれも廿歳ナラシニあれトモ、壹枚拔出シナラハ少々代割ニ差異アリト云

上ノ下等

一、三十四 廿五錢 請申東寺御領大和平野庄預所職ノ事 尊瑜花押 元応元年六月 全紙 九行ノモノ

一、三十五 三十錢 東寺武家御祈禱長日尊勝陀羅尼衆交名ノ事 宝篋院殿花押 観応三年五月八日 〃 廿四行 〃

一、三十六 五十錢 青門様棍棒筋ノ文状 青門様庶務宛 天海 花押ナシ 無年号九月五日 〃 二ツ折表二十行 〃 大虫喰ナリ

一、三十七 四十錢 宝幢寺雜掌申播磨国安田庄領家職 普広院殿ノコト、右近衛大将源朝臣花押 永享四年六月十一日 全紙 九行 〃

虫アリ

一、三十八 四十錢 六条烏丸発地之事 勝定院殿ノコト、内大臣源朝臣花押 応永十九年五月九日 〃 六行 〃

一、三十九 六十錢 丹波国大山庄雜掌能綱并案主能宣与地頭代僧長信并百姓宗吉等相論并狼藉ノ事 最明寺北条時頼ノコト、相模守平朝臣花押 寛元四年十二月廿五日 〃 十一行 〃 虫クヒ多シ 自筆也ト云、虫クヒ少ケレハ一円以上ノモノ

【小室家五六九六】

一、四十 廿五錢 東寺補任毎日三時千年供僧職ノ事 檢校僧正・別当法印権大僧都両花押 建武三年十月廿六日 〃 十三行 〃

一、四十一 三十五錢 東寺雜掌申山城国拜師庄内ノ事 小泉越前入道宛 無名花押、但、普慶院殿ノコト 応永七年十月三日 小形 〃 六行 〃

一、四十二 五十錢 寺僧等与行遍相論井上庄ノコト、行遍ハ新古今集作者ニテ熊野別当行範ト同人ノヨシ 別当僧正御房宛 右申弁トアリテ花押か名か不詳 寛元二年東福寺江ノ七字跡ヨリ書入、寛元二年七月十九日 全紙 十行 〃 ウラ打物ニテ文字所々コスレアリ、久シク伝世ノ物トミユ

内見積より十分直引、〆三円五十五錢ト成

〆九通 右代価ハ一枚三十錢ヨリ六十錢迄各差異アリト云 六月廿九日夜しるす

中等

一、近江国栗本郡北御沽却沙汰証状 宛ナシ 大伴景延花押 建長八年五月廿一日 西ノ内豎半切繼八行ノ物 紙中よ程古ビアリ

一、大和国安堵庄地頭代之事云々 申納候法印宛 左近将監重時息ナリ

時茂花押ナシ全紙八行ノもの虫クヒ多く上下裁オトシアリ年ナシ月日ハアリウラ打巻物坤

右壹枚ニ付五十銭宛

上等ノ中

一、四十三薩摩国合戦軍忠之感状 甌島小河小太郎宛 尊氏無名ノ花押

ノミ 建長四年十一月廿九日全紙五行ノモノ

右一円 内十銭引 請取証添

此他尚可有之候え共当時探索中ニ御座候、探索届候分ハ又追而可申上候

○為念申上候、古文書類ハ元来東京ニ余り無之、多分ハ在々所々より取寄候もの故、多くの手数相通り候より自然高価ニも相成、御土着様方ノ近く結構成古文書ヲ常に御覽被遊候御目ニハ、価計高くて何ノつまらぬ物とか被思召哉ト、其辺大ニ心配仕候得共、先右ニ願ニて何分不任心御自捨可被下候、七月一日夜、増補」

古文書は上・中・下等に分けられ、一銭から一円まで、等級に依じた値段が付けられている。東寺など京都の寺院から出た文書が多く、「東寺百合文書」に類するものもある。畠山は、「古文書類ハ元来東京ニ余り無之、多分ハ在々所々より取寄候もの故、多くの手数相通り候より、自然高価ニも相成」と値段の設定について述べている。

小室はこの目録を峰岸に廻し、購入を相談した（史料五）。

史料五 峰岸 「明治十三年」七月十三日（小室家五三一（二五））

「畠山より被遣候古文書目録御見せ被下、実ニ面白く存候、何れも代価附有之候得ハ、所謂高ノ知れた事ニ付、不残引取、其上有志之仁へ譲渡候テハ如何、上ノ下等ト申口九通、一枚三十銭ヨリ六十銭ト申事、

皆六十銭ニ致し候テモ五円四拾銭、平均スレハ四円。五銭、一枚五拾銭ならしニしても四円五十銭○初筆下等代価ハ八通ニ而八拾銭○二筆下ノ下等七通代価廿銭○三筆中ノ下等十三通、代価三拾六銭○四筆中等七通、代価一円六拾銭、此四口ハ式円九十六銭、是へ上ノ下等見積、四円五十銭ヲ加へ、惣ハ七円九十七銭ナリ、此七円九十七銭皆反古計ノ物ニも相成間敷ニ付、仲買之積ニ而村田へも御談し被下、私も加入可仕候間、三人ニ而買受、一人分式円四十八銭余ツ、出金、引取候上ノ事ニ致候ハ、如何、御勘考可被下候、右ニ御決心相成候ハ、早速出金可仕、又此度御送りニ相成候ハ、御工入置被下候ハ、早々可差送候」 「古文書目披見済、返却可仕候、熊井・根岸へ御申送候由、是へ御申送ニ相成候ハ、皆買入候様可申哉、掛物へハおしけなく金ヲ出ストノ事、古文書ハ如何哉」

峰岸は好古仲間の小室・峰岸・村田の三人で一人二円四十八銭づつ出金して全文書を引き取るうと提案した。また、根岸へ廻せば皆買入れるのではないかと述べ、根岸家が広く好古資料を買入れていたことが知れる。

次の峰岸の書簡（史料六）によれば、小室は峰岸の勧めに従い畠山から古文書を購入することにし、峰岸は郵着後訪問したいと述べている。

史料六 峰岸 「明治十三年」七月廿六日（小室家五三一（二七））

「今廿六日早天一封致置待幸便居候折、新宅より一封風呂敷一枚達来拜見、御書中逸々承知仕候、不取敢温鈍箱一ツト今朝認置し封、畠山古文書目録、先ツ幸便ニ相送候也」「記ノ一、古文書目録 畠山氏より来、二枚外ニ小紙一枚、一、尚友会出品目録、二冊、右為御見被下候所、長々止置漸見切候間返戻仕候、文書買入の方申上候所御承引、

畠山へ御申贈被成候哉ト存候、郵着之節ハ昇堂可仕候、「其前ニも幾度も」、右申上処如此御座候也」

翌八月の畠山の書簡（史料七・八）には、小室達が目録にあつた古文書を全て購入し、なお感状類の購入を希望しているとある。

史料七 畠山 「明治十三年」八月五日（小室家二五―二五）

「一、古文書ノ内感状類御用之趣承知仕候、自然御望ニ応した品も御座候ハ、其節可申上候」

史料八 畠山 「明治十三年」八月五日（小室家二五―二六）

「兼而申上置候古文書類ハ目錄書之通皆々御買入ニ可相成思召之由、委細拜承、速ニ其人々へ申遣シ、取集り次第箱江入御廻シ可申上、其節精算之義も可申上候、一、右文書ノ外ニも感状并軍兵催促状ノ如キハ別ニ探索心懸候様御申越之段ハ屹ト相心得居申候」

続く峰岸の書簡（史料九）では、古文書代金の支払いと「畠山光国卿之消息二通」の価格について記されている。

史料九 峰岸 「明治十三年」八月九日（小室家五三―一八）

「畠山へ送金、交詢社同断、質疑書等も御命し被仰安心仕候、畠山送金ハ文書之代価ニ可有之、右半額も差上置候様可仕候、只今は無之、後便ニ慥成ものヲ付差上置候様可仕候」「畠山光国卿之消息二通云々被申遣候由、どんな文言歟、長短等ハ如何歟、一円八十銭ニ而も物ニ依テ出せぬト云ニも有之間敷候得共、余りチツト計リノものニ而ハチト高直歟ト被存候、畠山申遣スニハ生ハ極生ニ可有之、印テモアルモノなら又」

次の畠山の八月二十日の書簡（史料一〇）からは、古文書の代金を受け取ったことが知れる。

史料一〇 「明治十三年」八月二十日（小室家二五―一八）

「一、古文書類仰ニ随ヒ皆々取集メ御廻シ申上候、其内朱点之四通ハ御往復中相手有之讓渡候由、尤手金遣シ置不申事故、是亦不及是非候、直段之義ハ精々最初ニ嚴敷談判相遂申上候上之義ニ候間、再尚為引候事も出来兼候へ共、多分ニ御買入ト申廉ヲ以心持ツ、も引ケト申テ、御別紙之通誠ニ印ツ、ノ直引致シ候次第、不悪被思召可被下候、但、五十銭ツ、二枚、一円一枚ト認候端紙目錄之方ハ、東京書画家赤松徳三売品ニ御座候、家柄故チト外ノ釣合よりハ常ニ高直之方ニ御座候間、此度も精々談話申上候直段之処、尚亦卑生所蔵ニスル積ニテ別紙請取書之通、十銭値引為致申候、外ハいづれも一口々々同好ノ古物家所蔵中より取出候者にて、商人ト違ヒ一々請取証取兼候ニ付、朱筆墨ヲ持参シ、先方申聞候直段ノ費ヲ聞書シ、是へ直ニ認候義ニ御座候間、別段請取証差立不申候、此段皆々様可然御伝声可被成下候ノ一、右古文書入箱ハ諸々相尋候え共、何分長短大小不相応ニ而當惑之内、則此箱ヲ見当、少々古ひ見苦敷ハ候え共、大キサ丁度相叶、且是ナレハ跡々何ノ御用ニも相立可申ト存候ニ付、是ヲ買入差上申候、代価ハ七銭ニ御座候、当節ハ諸式高直ノ折ニ付、たとへ杉四分板ノ荒削ニ而拵ヘサセ候テモ、十銭已内にてハ出来不申候処、夫カラ見ルト此方ハ跡々ノ御為ニも宜シカルベクやと、是亦独断ニ而取極御廻シ申候得共、定而何もカモ御意ニ相叶ヒ不申勝ニやと甚恐縮罷在候也ノ一、古文書ノ分代価〇六十九銭一口〇十二銭五厘一口〇三十四銭一口〇壹円五十五銭一口〇三円五十五銭一口〇九十銭一枚〇七十銭一枚、惣計七円八十五銭五厘〇外文書入箱七銭、龐居士幅箱代十一銭、合計八円ト三銭五厘、此処へ金八円被遣候、三銭五厘御不足ハ「原文空白」様よ

り正ニ受取申候」

その後の峰岸の書簡(史料一)では、古文書の到着が知れる。

史料一 峰岸 「明治十三年」(小室家五三二(三三))

「古文書着之由被仰越候ニ付直様昇堂之積之所、前ニ申通ニ而、一日
ト送り也」

その後、購入した文書は、小室・峰岸・村田の間で分配されたと考えられる。『小室家文書目録』と照合すると、これらの文書の内、六十銭の「三十九」は、「六波羅御教書」(小室家五六九六)、三十五銭の「三十二」は「北条氏邦書状」(小室家五七〇〇)として現存している。また、「廿八」の「康和五年六月十日」の文書については、翌年、畠山から返却の申し入れがされることになる(後述)。

なお、明治十三年の大晦日の畠山の書簡(史料一)からは、晩年の小室元長の歴史研究のテーマ¹³⁾であった「小田原・鉢形杯ノ感状并古文書類」を小室が求めていたことが分かる。

史料一 畠山 「明治十三年」十二月三十一日(小室家二五(三三))

「一、小田原・鉢形杯ノ感状并古文書類見当り候ハ、買取可申旨承知仕候、併此類ノ文書ハ当京近傍ニ余り散在無之候哉、一向是迄見懸不申候得共、猶心懸可申候」

明けて明治十四年五月の書簡(史料一)で、畠山は小室に対し、昨年小室が購入した康和五年の文書(前述(史料四)古文書目録「廿八」)の返却を頼みこんできた。事情は以下のとおりである。

史料一 畠山 「明治十四年」五月二十六日(小室家二五(三七))

「昨年中古文書類沢山御買入ニ相成候内ニハシキラズノ如キ紙の小判

一枚ノ内、「四丈絹云々、康和五年月日、内人大和真吉ト歟」わづかに一二行計もザット認候者交り居リハ致し不申哉、私も其節ノ心覚書ヲ失ひ耽トハ覚え不申候え共、此頃右の古文書類ヲ私へ昨年譲り呉候者の老父熊々尋ね参り、折入テノ頼也トテ申し候ハ、右ノ文書一通だけハ脇より之預り品ニ而売品ニハ無之、然ルに忤義ハ其儀ヲ委敷不心得、拙老ハ昨年商用ニ而旅行致し此程帰宅、彼預り物ヲ返済可致ト家内中ヲ尋廻り候え共一向不相見、忤ニ篤ト取調サセ候へハ、夫ハタシカ松山丁へ売候古文書の中へ交せて遣ハした様ニも覚えるト申ス、夫ハ大変ナ事をシタト、先忤の小言ハ跡ニシテ飛ンデ参イッタのだガ、今に手許にアラバカウ云詛故何卒戻て貰ひ度イ、其代り売ッタ直段より一倍ノ利付ヲ仕様カラト頼リニ頼ミ候上ニ而申ス故、私答ニ、夫ハ成ル程昨年カクノの処より御注文ニ而諸々方々ノ古文書ヲ買集メ候時分、貴殿ニハ御旅行中ナレトモ、兼て御知合ノ中故、御息ト熟議ノ上買取た古文書も多く、其中ニソウ云様ナ物も成程慥ニ交ツテ居タニハ違ひナイガ、今手留ガ一寸見えぬゆへ、夫ヲバドコノ誰へ売ツタト云事耽ト不覚、又譬知レテ居ルニもせよ、一旦売買の済ダ物ヲ御戻し被下トハ、商売人ノ同士ト違ひ、却て素人ニハ云出しニクイ者也、旁先方の人々ハ何ト歟詫方も可有之ナレハ、拙者方ハ先其俣売渡候積ニ頼ミタシ、且又夫も其当座ナレバ格別、最早昨年中ノ事故余リニ程過タレハ殊更ニ不都合ナリト申断り候え共、彼老父ハ極ノ篤実者也、脇よりの預り物ヲ紛失シテハ是迄の正直商売も水の泡也、又忤がウツカリ売つたトハ尚更云詛ニナラス、加之ニ其所持主ハ芋也(隠語)、中々強情ニ而云詛ヲ聞ぬ風ナレバ、殆以当惑千萬也、何卒人ヲ助ケルト思ツテ売上候先様へハ申出惠(ニク)カロウ、夫ハ察シ入が売先が知

レテ居ルナラドウゾ取戻シテ呉イト再三ノ頼口上故、私も無下ニ断りも出来兼、孰レ何と歎取計可申旨答へ置申候、就而奉願候ハ、内実右之次第柄ナレトモ、是ハ内実の事、表向ハドウカ私懇願ニ付、更に私へ御譲り与へ被下候者ト被思召、代価にても品代りにても御意次第ニ随ひ可申候間、何卒其一通丈ヲ御戻しの義是偏ニ奉希度、右出格之思召ヲ以御承引も被成下候ハ、私ニおいても誠ニ難有、左候ハ、代価ナラ凡御買上直代ノ三倍、品代りも候ハ、五倍の品ニても為相納可申、但代価ノ義ハ殆ト覚え不申候得共、先生ニハ必其節之代価付今ニ御取置ノ事ト被存候間、乍御面倒御調之上被仰下度、多分十錢内外、等級ハ中等以下歎ト存し出し候、一体おもしろくも何ともナイ文書歎ト存し、心ニも留不申候処、品ノよしあしニ拘はらば預り物ヲ売ツたト成テハ、昔堅氣の老人ニハ嘸々心配の事ト私も察し入候間、不得止此段吐露ニ及候、若私の懇願御採用も被成下候ハ、実ニ大慶至極ニ奉存候、何歎老人ハ老人丈ケニ気短にて甚至急ヲ要し候趣ニハ御座候え共、折節御平臥の御事故、遅速ハ先生之御適意ニ御任せ申上候得共、右遅速共弥御戻し被成下候事に相成候は、普通之郵書の如く小生へ御惠ミ被下上封ヲ被成候、此郵便税ヲ御粘用被下度、依而式錢切手ニ枚封入、此度差出し置申候、御落手可被下候○右之通りニハ申上候もの、もはや其文書ハ外様へ御譲り渡ノ口ニ入居り申間敷とも難申、併いづれにしても老人ノ歎願いかにも不便ニ存し、不得止私よりも相願候積故、此積合先々様迄御伝報被成下、御手許ニ有之候御品同様ニ御戻し方御採用被成候様、何分ニも御尽力方折入而奉願上候、私もトンダ奴ニ引かゝり、中へ這入困却仕候、次第ニ寄てハ先生ニも矢張其如く御中間にてトンダ御迷惑筋ニ相成可申哉も不被計候得共、去り迎打捨も

難歎、先ハ煩貴意候也、呉々悪クハ御聞取被下ましく候」

この康和五年の文書は、畠山が文書を仕入れた際に、仕入先の息子が誤つて預かり物を売ってしまったもので、それに気付いた仕入先の老父が如心齋に返却を懇願してきたのである。如心齋は心苦しくも、小室に返却を申し出た。

これに対し次の書簡(史料一四)から、小室がこの康和五年の文書の返却に応じた事が知れる。小室は既に町田氏へその文書を廻していたが、弁金を支払い返却してもらふこととした。町田氏の近親の栗原氏經由で畠山に文書が戻り、畠山はその文書を仕入先に戻せたのである。

史料一四 畠山 「明治十四年」六月二十五日 (小室五六一五―四)

「小室先生御侍座衆中様 畠山如心齋(印)ノ兼而先生へ拙老より代願仕置候康和文書之件ニ而、町田氏御近親ノ栗原氏態々拙宅へ御来臨ニも相成候てハ、誠ニ以主人且本人待遠ニモ有之候容子ニ見請旁、一昨夕御同氏御宅迄拙老相伺候処、未御帰宅前故空敷立戻り、昨朝再相伺候而則遂拝謁、直ニ彼文書ハ御戻しニ相成候間、別ノ申話等ハ何も致し候間合ナク、左ノ印ノ請取証書を拙老より差上置候迄ノ事ニ而退散致し、帰路本人方へ立寄、彼文書ヲ手渡ニ致遣シ候処、是デ大安堵致シマシタ、ヤレ〜難有イ〜と泪ヲコボサヌ計ニ礼を申し、扱、別通多行の方ノ文書ヲ出シ、是は御意ニハ叶申間敷(価上にて申セハ、彼ヨリ是ハ十倍ノ者ナレトモ、惜哉、花押ナキハ当時ノ副本ニも可有之歎、尤彼も花押ハナケレトモ)トハ被存候え共、康和五年ノ代りニ康和四年ハ丁度持てユクニ御座候間、之ヲ上呉候様申候故、拙老持帰り即御廻し申上候、右ノ次第故、拙老ニ於テも大安心致し候条、御厚礼申上候、但、此件ニ就てハ先生ニ意外之御配心ヲ相懸、且、御病

中別而御手数一旁ナラザル義ト奉遠察候、之ハ拙老ニ於テモ実ニ恐入タル次第ニ御座候、依てハ、何モ拙老よりハ先生へ御礼品ニても進上可仕筈ナレトモ、先生ノ御氣質も承知仕居候事故、別ニ御礼品等ハ差上不申候間、不悪被思召可被下、併、御立替ニ而町田氏へ御弁金も被成下置候ニ付、右ノ代価ヲ返進ニカへ、此延文文書（延文六三字ハ追書ナルベシ）甚面白カラズ候え共兼而所蔵罷在候間、先生へ奉入御覽候、御頂ノ間ノ御語交ニデも被遊被可被下候ハ、奉大慶存候、油小路隆蔭卿真跡ノ内、隆蔭ハ四条家ニ而、知譜拙記ニ依レハ油小路ノ元祖ニ御座候、是ハ皇族方などへ向ケタル者ニても可有之哉、御勘考可被下候、次ニ前文康和四年文書ハ御序ニ町田氏へ御届被下、御礼詞等可然御伝声之程奉願候、尤、此前ニ代価ニ而御咄ハ済居候事故、重複之姿ニハ可相成候え共、其辺ハ惣而宜様ニ先生ノ御取計を奉願、時宜ニ寄てハ此方ヲ先生御手へ御留置、拙老より進呈ノ方ヲ町田氏へ御振向被下候も、拙老輩方更ニ差支無御座候、先ハ右ノ件々上申仕度御座候、頓首ノ六月廿五日夜認」

仕入先の老人は返却された康和五年の文書の代わりに、花押はないが康和四年の文書を差出してきた。また、町田氏に弁金を支払った小室に対し、畠山は、延文六年の四条隆蔭の文書（小室家五六九七）を無償で贈り御礼としたのである。このように、古文書の売買には、時に行き違いが発生していたことが見て取れる。

以上を纏めると次のとおりである。①小室元長の中古の古文書の手先の一つは畠山如心齋であった。②売物には寺から放出された文書が多く見られる。③購入は小室・峰岸・村田が共同で行った。④小室家文書に現存する「寛元四年十二月二十五日 六波羅御教書」（小室

家五六九六）は六十銭、「天正十一年」五月十七日 北条氏邦書状」（小室家五七〇〇）は三十五銭での畠山から購入品であり、「延文六年二月二十九日 四条隆蔭書状」（小室家五六九七）は畠山の寄贈品である。畠山は小室達の求めに応じ多数の古文書を斡旋販売し、その過程で生じた手違いについても誠意を尽した対応をしていたことが窺える。

三 新井白石の墓所調査

次に、畠山如心齋が小室元長の依頼で行った新井白石の墓所調査を採りあげたい。小室元長は若い頃より新井白石に傾倒しており、多くの著書を集めていた。「白石社雜記」（小室家一〇九）¹⁴⁾の鈴木慧淳宛書簡控（明治十四年四月十五日付）には、「十七才ノ昔より六十（文政壬午生）ノ今日ニ至迄先生を欽慕するを一日ノ如く、其遺著搜索ニ心を尽候」とあり、家蔵書目が付されている。そこには、折焚柴記・采覧異言・東雅・東音譜・藩翰譜・古史通或問・玉考・楽考・楽対・木瓜考・国郡名字考・聖像考・河川通用考・俳優考・進呈案・決獄考・將軍宣下三十一度儀不同次第・黄白問答・新野問答・那須国造碑积文・品河威考・鎧直垂考・外国通信事略・殊号事略・本朝宝貨通用事略・高野山事略・琉球事略・以酌庵事議草・朝鮮聘使後議・江南筆談・観楽筆談・奉命教諭・退私録・紺珠・白石余筆・新安手簡・新佐手簡・新土手簡・新小手簡・与建部内匠頭手簡一通・朝鮮聘事録・朝鮮聘事録余・文廟遺令が挙げられており、明治十三年には蔵書中の『古史通或問』を国に献呈している¹⁵⁾。また、明治十五年に順天堂医師佐藤尚仲が没した際には、『白石爛』（小室家二五六三）が形見の品に贈られている。

小室元長は明治八年の熱海旅行の帰路、浅草に白石の墓を訪ねたが¹⁶⁾、

その後持病で外出が叶わなくなり、明治十三年に浅草に住む畠山に再度白石の墓の再調査を依頼した。明治十四年に白石社が結成され、同年六月十九日に白石の法会が行われ、活版本の刊行が始まるが、この書籍取次も畠山が担った。これらの新井白石関係の記述について、畠山の書簡と「白石社雑記」（小室家一〇九）から見ていきたい。

明治十三年二月の書簡（史料一五）では、畠山は墓を見つけていない。

史料一五 畠山 明治十三年二月五日（小室二五―（一一））

「一、新井白石墓在所、是ハ毎々知レ兼候由ニ承リ居ノ内ニ、一人漸々ニ探リ当タト申タル者有、之ト覚ヘ候得共、墓所ノ在所ハ勿論、其人名サヘ今不申出候、其人知レ候ハ、早々承リ可申上、随而新井源八郎所在モ相訳リ候ヤ否、御請合ハ申上兼候ヘ共、是亦心掛可申候」

翌三月の書簡（史料一六）で、畠山は高德寺に向き、その調査結果を報告している。

史料一六 畠山 「明治十三年」三月七日（小室家二五―（一二））

「一、先般御疑問ノ新井白石墓ハ仰ノ如ク墓所一覽ニモ報恩寺地中高徳寺ニアリト有之テ、同寺ニ無ハ東本願寺地中円照寺隣地ニ有之歟、過日高德寺ヘ罷越（折節住持不在、隠居老住ニ面会）尋候ニ、新井家ハ此高德寺檀家ニ相違ナケレトモ、白石ノ墓アル所ハ元来新井家ノ所有地ノ由ニテ、高德寺ハ元其ヲ預リテ、其接近ノ地、即東本願寺地中（按ニ今円照寺ノ地、又ハ東隣寺真福寺ノ地歟未詳）ニ在リシガ、有故而報恩寺ノ地中名目ト成、今ノ（北松山丁六十八番）地ヘ移リシガ、彼墓地ハ前申ス通り同家ノ所有故改葬モセザルノ由ナリ、尚委細ハ閑日再応相尋候テ御答モ可仕歟、又其子孫ノ踪跡ヲモ尋ネシニ、昨年ノ初迄ハ旧和泉橋通藤堂俣旧上邸西門前横丁（旧称相生丁名代ノ者ニ在屋

アル向、即北側新開町長屋ノ中ニ小門アリテ、田口トカ田中トカ言フ家ニ同居シタリシガ、目下何レヘ移転セシヤ）、其家ハ縁者ニ付夫ヘ同居シテ有シガ今行衛不知、昨年来墓参杯モスル事ナク、当寺ニても差支ル筋アル由ヲ云ヘリ、再ビ彼相生丁ニ至リ、田中アレ田口アレ尋候ハ、知レヌ事モ有之マジケレトモ、未其間合無之候」

高德寺隠居の老住によれば、新井家は高德寺の檀家だが、墓所は寺の土地ではなく新井家の所有地であったため、故有つて報恩寺の地中名目となつたが移転の際に改葬せず、寺としても差し支えがあるとのことであつた。また、畠山は老住に聞いた子孫の居住先を尋ねたが、移転先は分からなかつた。その後の三月二十五日の書簡（史料一七）で畠山は、墓地の図面を仕立てて報告したいと述べている。

史料一七 畠山 「明治十三年」三月二十五日（小室家二五―（一五））

「一、白石墓地ハ何寺ノ境内ニ候哉云々ノ御尋、是ハ先便も申上候通、此墓地ハ惣而新井家ノ所有地ニ而当時いつれの境内ニも属し不申、全く一個ノ構ニ御座候、尚近便其在所之体ハ図面ニ仕立入御覧可申上候」

しかし、明治十三年中、畠山からは調査進展の報告はなかつた。

翌十四年五月一日の書簡（史料一八）では、朝野新聞に「折焚柴記」が五月十五日に刊行されることが掲載されたことから、小室が畠山に入手を問合せたことがわかる。

史料一八 畠山 「明治十四年」五月一日（小室家二五―（三四））

「今般之御紙面ニ而甚赤面仕候、不悪被思可被下候、右御紙上之趣ハ委細承知仕候え共、其折焚柴も弥十五日迄ニ注板出来ニ相成候哉否哉ハ難計、右実ハ東本願寺家令鈴木惠淳と申者の発起ニ而昨年中（柳北も未知ラサル、前ニ）卑生へもコウユウフコトヲ初メたらドンナ物デ

アラフトの相談もアリシ事にて、柳北ハ今日ホンノ哩出しぬニ遣ハレ候程ノ事ト被察候、実ハ卑生新聞嫌故、朝野新聞などにナント有之候や一向心得不申候得共、惠淳は私ノ友人故、其内情義ハ能心得居申候、右製本出来候ハ、是非二部取置き、代価は其節御立かへ申上置、其旨端書ヲ以可申上候へハ、速現物御請取ノ時分代価御返済被下候へハよろしく、右製本遅速目下不判然ニ付、代価御預り申上置候も心配故、今日之処ハ先返進いたし置候」

実は、畠山は友人である東本願寺家令鈴木慧淳から、去る明治十三年に白石の活版本の刊行について相談されていたのである。次の明治十四年五月十八日の書簡(史料一九)からその事情が分かる。

史料一九 畠山 「明治十四年」五月十八日 (小室家二五―(三五))

「久々御喜元も不相伺候え共益御健勝ニ可被為渡奉賀候、扱過日被仰越候活板折焚柴ノ件、去ル六日柳北子へ面会ノ砌御氏の面通りヲ申述候処、同氏答ニ、其活板書類ハ惣て社外ノ求メニハ不応積ニテ、又社中ナレハ別ニ御申込ナクトモ出来ノ都度々々屹ト壹部宛ハ御廻シ申答ナルベシ、一体此発起ハ鈴木慧淳ニテ、余ハ原より其辺ノ事ニ迄ハ不關係、依テ活本御望ノ御両氏ハ既ニ御社員ナルヤ否ヲ不弁位ニテ、取次モ迷惑ナレハ、夫等ノ事ハ其活板本社へ照会スル歟、又ハ直ニ慧淳ニ向テ問ヘト(惣テ卑生ニ対スル辞)ノ事也、元来卑生朝野新聞上ニハ何トアルヤ一向不存申候え共、此件ニ付てハ過日一寸想像論ヲ以御話申上置候処、果シテ右之通故、更ニ本人鈴木慧淳宅へ昨夕相越、再御紙面ノ云云通りヲ相咄し候処、委細承知、但、有子細テ其活板ハ未出来セズ、先生ノ法会も来月十九日ニ延セし也、本ハ夫迄ニドウカ出来候様ニト専尽力中ノ由ニ御座候ノ抑白石先生ノ遺書ヲ活板ニスルノ

起ハ、兼而白石先生ノ墓所ト其子孫ノ在所トノ取調方ヲ卑生老先生ヨリ御依頼ヲ受候処、能手懸りもナク、御答も追々ト延引シ心ニ掛り居候故、友人鈴木慧淳ハ東本願寺ノ重役ナリ、是ニ問ハ、明瞭ニ知ラル、事も有ン歟ト、去年一日閑話ノ際此事ニ及ビシガ、同人答ニ、サレバヨ白石ノ墓ノ我管轄地内ニ在リト云事モ余ハ嘗テ知ラザリシニ、不計モ他人ニ問ハル、事ノ有テヨリ其実地探リ、初テ承知セリト云、又子孫ノ在所ハト問フニ、是ハ尚以知ラヌ事也シガ、一友人ニ甚白石信仰ノ者アリテ、其家ノ成行迄ヲ粗心得タリ、其者ヨリ聞ケル赴ニ依レハ、先生ノ跡、当時下谷二長町芝居ノ少シ西ノ方ニ借屋住居シテ、男子幼少ナレハ其母ナル後家戸主ト成居ルトノ事ナレトモ(中略)、余初て右ノ如ク白石先生ノ墓ノ在所ヲ知り(中略)、責テハ白石先生ノ墓石丈ハ保存センノ念ヲ起ス(中略)、於是一二ノ同志ト熟議シ、終ニ先生ノ遺書ヲ活板トシ、夫ヲ有志家ニ買ハセ、其利潤ヲ積テ先生ノ墓及年回ノ法会ヲ保存シ、又其利潤中何分歟ヲ売書ノ税トシテ其家ニ送ランニハ、自カラ両全ヲ得ベキ歟ト云ニ昨今決シタルガ、此方法又如何可有哉ト云ニ、卑生此方法ヲ甚善トシテ、時宜ニ寄ラバ卑生モ又傍其件ニ従事セン事を約セシニ、其後互ニ多事ナルヲ以、数月間面語も打絶へ、未中々其運ビニハ至ラヌ事ト思ヒキヤ、老先生よりノ御依頼ヲ承リ之日、朝野ノ記載面ハ知ラザレトモ、果シテ其事ト愚推仕候ハ、全ク既ニ此一条ノ訳アルニ依テ也ノ且又御両氏にハ(老先生并峰岸君ヲサス)御入社ノ確証ハ未心得不申候え共、最初貴殿へ(卑生ヲサス)御依頼ノ上、尚拙名へ宛懇ニ御投書も有之候程ノ御事故、いかにも白石御ひるきの御方ト被察、然ル上ハ御入社ニ相違ナキ者ト見ナシ、以後活本出来ノ都度度、一部ツ、ハ屹ト御廻シ可申上(併、永ク入社ハ

御迷惑トカ又ハ何書ハ既ニ蔵セリ、重復スル故御不用トカノ節モ是非御入社、是非其都度御買取ニナクテハナラヌト申程ノ無理押付ニハ無之、左様ノ節ハ又ドウトモ御相談可致ナレトモ、規則ハ先ツ前文ノ通云云）候間、左様御承知可被下哉トノ事故、夫ニ而宜候ハんと先ツ答置申候、若御不都合ノ件御座候ハ、又被仰越可被下候／但、此節初て承知仕候ニ、過日同氏へ向ケ御郵書ニ而白先生ニ関シ候件々御懇切ニ御照会等も被為在候内ニ而、同氏も深く感伏ノ趣等委細ニ同氏より吐露有之候、就てハ不日同氏より直ニ御請被申上候次第も可有之、サスレハ重復無用ニ属シ候件ニも可有御座候え共、卑生よりハ過日之御請未睨ト不申上ニ付、乍延引大略如此御座候也／一、先年取調方御依頼ノ中、是も御決答追々大延引ニ及、今日ニ至り候テハ最早六日ノ菖蒲歟ハ不存候得共、白石先生ノ墓所当時東本願寺旧地中真福寺隣地ニアルヲ都而放シタル円照寺分トスル事、且先生ノ菩提所ハ北清島丁高德寺ナル事ノ御不審ノ廉々彼是ヲ聞合参考仕候ニ、左も可有之哉ニ被存候件々大略左ニ奉申上候、但誤聞脱漏共ニ可有之候間、宜御取捨可被下候／今浅草本願寺分旧御成門内より東裏門辺迄ハ往時ヨリ真ノ本願寺分ノ地ニ非ス、往事ヨリ真ノ本願寺持分ハ今ノ本堂及本殿アル処位ヲ界トシテ、其東ノ方ハ惣テ報恩寺（今北清島丁ニアルモノ）及其地中寺々（又前同丁ニアルモノ）ノ持分ナリシ、然ルニ享保・元文頃ト歟（此年号未詳、追テ訂正スベシ）、報恩寺焼失後今ノ地ニ移リ、地中ノ諸寺又極テ今ノ地ニ移ル、白先生ノ菩提所トスル高德寺等今清島町ニアルハ即此故也（高德寺ハ即報恩寺ノ地中ノ寺ナレハ也）、扱今白石先生ノ墓アル所ハ往時報恩寺ノ地中某寺（案ニ高德寺）分ノ墓地ニテ、元普通ノ墓地故諸家合葬ニテ、既ニ大檀家旧長州侯・土州侯ノ

墓石も交リテ今現ニ存スト云、此一部ノ墓所ハ前云如ク報恩寺及地中ノ寺々今ノ地へ移レル後二本願寺ノ抱込地ト成、同地中ノ寺々ヲ建シ時ヨリ円照寺ノ預リ墓地ト成リシカハ、円照寺ヲ先生ノ菩提所ト誤リ、又高德寺ニ先生ノ墓ナキヲ疑フニ至レル也（按ニ高德寺改地ノ時、改葬セザリシヨリ世ニ疑ヲ残セルナレハ、其実地所ハ円照寺分ニテ、先生ノ墳墓ハ高德寺分ト心得テ可ナラン歟）、近年又官有地ニ属セリ、然レトモ此程先生墓地ノ入口ニ円照寺ト新井白石先生墓トアル二枚ノ木札ヲ打レシハ、生強北清島町ナル高德寺ノ墓所ニ行テ先生ノ墓石ヲ尋ネアグム人ノ無カラシメン為ニ、現在ノ地ヲ有志輩ニ示セルナルベシ）この書簡に依れば、鈴木は白石の墓について他人から聞いて管内に墓があることを初めて知り、白石社を立上げて活版本を刊行し、その利潤で墓や年回法会の保存を企図したのである。話を聞いた畠山も協力を約したもののそのままとなっていた。畠山は白石の活版本の取次を担うことに加え、墓の調査を進めていく。

翌月の書簡（史料二〇）には、小室が鈴木へ文通¹⁰したことが記されている。そして、畠山は、白石の墓所の調査結果を、「白石墓所図」（写真一）と「近傍図」（写真二）（補註）の図面に認めて同封してきた。

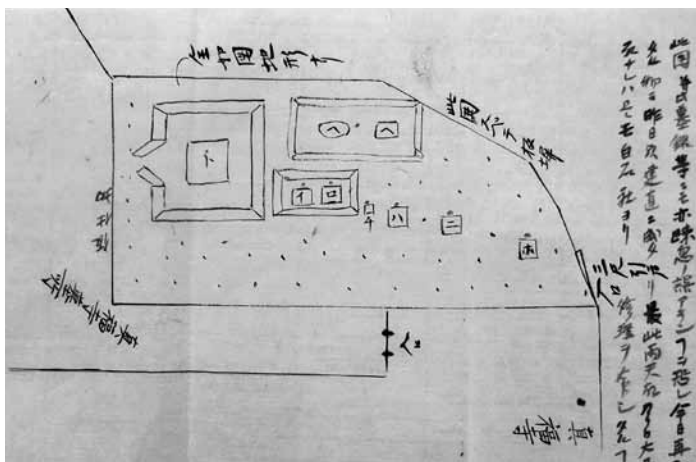
史料二〇 畠山 「明治十四年」六月十八日（小室家二五―三九）

「一、白石社出板書類御取次可申上ノ件、先般御紙面を解シ損シ候ヨリ、既往ノ筋ヲ無益ニ探リ、随而無益ノ長文ヲ呈シ候より、又意外ノ御懸筋ヲ醸シ、今般モ又御至念ノ御文言ニ預り実ニ恐縮此事ニ御座候、右ハ全ク拙老ノ誤ニテ、聊も御懸念之筋ニ無之候段、都而拙老より御詫申上候廉ニ付、左様思召直シ可被下候、然ル間、彼活本類御取次心得毛頭差支無之候え共、折焚柴等未約束ノ如ク出来不致哉、唯今迄も

配送無之、夫共直ニ運搬ノ積ニ候哉、夫是白石社へ照会致シ御答も申上度候処、何歎多事今日ハ手廻不申、尚時宜ニ随ヒ取計置可申候、明十九日ハ白石先生ノ法筵ヲ本願寺ニ於テ開ノ由、兼テ話も有之候え共、弥以然ニヤ否や、時宜ニ寄拙方も臨席可仕哉ト存候／一、鈴木教正へ御文通之件モ拙老何等ノ愚存歎是有シヤ、然ルヲ又御至念ニ預リ重々恐縮仕候、且其御主意も此度篤ト了解仕候間、必々御放念可被下候／一、此度御質問筋ニ付、即刻別紙画面図面ノ通実地ヲ探り来リ、昨夜執筆は仕候え共、万一此度も又誤リ等有之候而ハ申訳無御座候ニ付、本日雨天ニハ有之候得共少シも早く御請申上度ト存候、右為校合再白石先生墓地其地其近傍再調ニ及候処、先差向相違も無之様覺へ候ニ付、則不取敢御廻し申上候、此図ハホンノ略図ニテ為差御参考程ニも相成間敷候へ共、御返済ニ不及候間、其思召ニテ御覽可被下候／一、御質問中報恩寺、田原町、円照寺等ノ地位在所ハ別紙図上ノ通り相違無之候間、先年御探索ノ節、或人ノ御案内申上候ハ誤歎、又ハ其後再ヒ今ノ地ニ移リシ歎ニ可有之候、但、今ノ地へ報恩寺ノ移リシハ江戸名所図会発行已後ノ事ニテ、再移地ノ事を承り及不申、御参考可被下候／一、先便高德寺ハ今北清島ニアリト認差上候ハ全ク拙老ノ誤ニテ、老先生御記憶ノ通北松山町と相違無御座候間、先便ノ誤ハ御取消可被下候、右実ハ或人ノ説ヲ聞取書ニ致シ候ヲ其儘ニ写シテ差上候節、或人ハ報恩寺ノ北清島町ニアルヨリ、其寺中タル高德寺故、同シク北清島町ニアルナラント不計心得違ヒシテ語シタルヲ、拙老鼻ノ先ノ事トハ云ヘトモ、平生ノ心懸悪キニ依テ其誤リヲ不心附、其詞ニ釣込レ候ノニテ、今ニ初メ又拙老ノ疎忽赫顔至極ニ奉存候、右体ノ誤故、此度ノ画面図等も必々誤認モ遺漏も多ク可有之候間、其思召ニ而御覽被下、

若御疑ひノ廉も御座候ハ、無御遠慮何ケ度も被御越可被下候／一、白石先生ノ墓地ハ別ニ番号等も無之、畢竟無杭ノ地ナレバ、円照寺預地ト云迄ニテ済来レル者ト見エタリ、併為念円照寺ニ問ハン事ヲ欲シ、一昨日モ今日モ尋問致し候処、他出ニ而小坊主ニハ知レズ、依テ是ハ後日ニ廻シ申候」／「白石墓所図」一枚(写真一)／「近傍図」三枚(写真二)(補註)

「白石墓所図」



写真一 白石墓所図 (部分)

(文字部分翻刻)

一、三尺引戸ノ入口右ノ方堀板ニ白石新井先生墓所此通ノ木札ニ枚打附テアリ、是ハ白石社發起以来ノ物ニテ夫ヨリ前ニハ円照寺墓地入口

何モ無リシ也

一、此地形ニ依テ按スルニ、白石先生ノ墓所ハ初真福寺ノ墓地ト一ツナリシヲ、後ニ有故テ其地ヲ割テ円照寺ニ属セシ者歟ト思ハル、円照・真福・高德三ヶ寺ノ説各私スル処アルガ如ニテ、并ニ未其実詳ヲ得ガタシ、他日猶訂正スベシ

(朱書)「此図并氏墓銘等ニモ亦粗忽ノ誤アランコトヲ恐レ、今日再霖雨ヲ厭ハズ此墓地ニ入テ校合スルノ砌、之ヲ見レハ入口ノ三尺引戸ナル処ハ三尺ノカブキ門メキタル物ニ昨日歟建直ニ成タリ、最此雨天故今日大工ハ休ミタル体ニテ戸ハ未出来セズ、引戸ニナルヤ開戸ニナルヤシレズ、明日ハ先生ノ法会ヲ行フ日取ナレハ、是モ白石社ヨリ修理ヲ命シタルコト問ハズシテ明カ也、然ル時ハ前条二枚ノ打札モ自然又改マル様ノコトモアルベシ、依テ聊此ニ記ス、同十八日午後」

・イ 東向 正面ニ新井源公之墓、左側ニ筑後守從五位下諱君美、年六十九、享保十年五月十九日卒

・ロ 同 正面ニ源公夫人日氏之墓、左側ニ元文四年巳未七月十八日卒

・右 如図石ノ玉垣ヲ白石社ニテ新築シ、・チ印ノ如ク傍示杭ヲ建タリ、杭正面ニ白石新井先生墓所、左側ニ明治十四年四月建ノ十五字ヲ書ス

・ハ 西向 正面 子教源府君・儒人小樫氏墓 後面文中ニ▲「白石五世之孫「邦賢子成美字子教▲」、「享年二十三」「寛政甲寅秋九月十九日卒云々トアリ

・ホ 東向 正面 新井平藏君・新井尚之丞君墓

・ニ 北向 正面ニ以誠院積至善居士、左側文中ニ源太郎邦孝養子新

井伝次郎邦賢、天明七年五月二十七日卒、年五十八云々トアリ

右ホ印迄ノ外、新井家ノ墓ト思ハル、モノ今一寸見当ラズ、此墓地至テ狭少ナルニ、他家ノ墓ノ混淆スルモノ凡図中ノ黒小点ノ如クナレハ、墓銘ヲ読ント身ヲ屈スレハ尻ノツカユルニ困却シテ止ミヌ、必洩タル事モ読誤レル事モ有ベシ

・ヘ 東向、石ノ玉垣アリ、土州家ノ墓ナリ

・ト 南向、石棺ノ大ナル物ニテ石碑ハナシ、石ノ玉垣高大ニシテ、左右ノ扉ニ立沢瀉ノ紋アリテ長州家ノ墓ナリ

明治十四年六月十六日午後取調、同十七日図ス」

また、畠山は活版本の売捌書肆である神田万世橋内の国文社へ出向き、小室の為に活版本を入手している(史料二一)。

史料二一 畠山 「明治十四年」六月二五日 (小室家五六一五―二)

「被仰越白石社活本類未配達ニ不相成、勿論去十九日先生ノ祭典以前二本ハ出来之筈、且、其翌日歟承リ候ニ、弥出来候趣ニ付而は、モウ配達ニ成ソウナ物也、何か行違ニデモ相成ヤスマイ歟と被思、依テハ神田国文社へ行テ承リ可申歟に存し居候処へノ御文通歟、御同氏江も其訳ヲ申述、少し御不都合らしくハ相見え候え共、再御出ヲ願置、即日国文社へ自身相越能承り候処、実ハ十九日ニハ極々無理ヲ致し、当座入用之分丈を出来サセ候得共、其余ハ何分一時ニ出来兼、漸明日頃諸家へ配達ニ懸リ可申積、依而明日拙居へも届可申候テ、夫デハ差支ルカラ是非今夕請取タイと申シ而、出来之分丈を式部ツ、請取参リ候間、即ニ御廻し申上候、但、御紙面ニハ、折焚柴ト白石年譜ノ式部ト被仰越候え共、采覧異言之一部出来居候間、右も同時ニ請取申候、夫ニ付惣計金式部六十銭ト相成候内、式部金御廻しニ相成候へハ、残

り六十銭は私より御立替申上候処、別紙請取証書之通ニ御座候間、左様御承知可被下候、且向後ハ屹ト其都度々々活本ヲ拙宅ヘ向ケ配達相違無之様にと些か約定致し置、若配達有之候ハ、端書ヲ以御報道可申上候え共、若御報道不申上候内ハ、未出来之義ト被思召候、御含置可被下、右ハ国文社へも些契約致し置候次第も有之候ニ付、此旨上申仕度候也、国文社員云ク、去ル十九日之祭典景況も、いつれ御本出来、直ニ其御両家様へ郵送致シ候積ト云々」

次にあげる七月十八日の畠山の書簡(史料二二)によれば、六月十九日の白石先生追祭に小室は鈴木教正へ書簡⁸⁸を遣わしたことが知られる。また、畠山は白石の墓の入り口の形状について再度報告している。

史料二二 畠山 「明治十四年」七月十八日 (小室家二五―(四〇))

「一、去月十九日白石先生追祭ニ付、其翌鈴木教正へ被遣候御書ノ御扣拝見被仰付、不相替御明文敬服候御事ニ奉存候」「一、円照寺町名ハ如仰松清町地内ニ御座候、松清丁ハ本願寺新旧境内全地ノ町名ニ御座候、右ニ付、真福寺モ同断ナリ、但、此辺昔ハ(報恩寺ノ地ニテ)矢張田原町ト唱へ候由ニ御座候、此事ハ此程承知仕候、序ニ白石先生墓地入口ノ形状去月十八日検査ノ趣ヲ申上置候内、入口ノ作り方及釘付二枚ノ板札等ハ今日見レハ矢張従前ノ如ク三尺ノ引戸ニテ、唯塀ヲ黒渋ニテ塗替へ候迄ノ事ニテ、何モ替リタル処ナシ、札ノ書法モ「白石新井先生墓所」「円照寺墓地入口」ノ二枚ナリ、過日入口ハ柴門ニ作り改ムルニヤト見エシ趣ヲ粗申上シガ、夫ハ未成ノ処ニテ左ヤウニ見え候間ニテ、矢張是迄ト替リタル事無之候」

そして、次の書簡(史料二三)によれば、畠山はその後も小室の白石の活版本購入の世話をし、翌十五年には『西洋紀聞』⁸⁹を送っている。

史料二三 畠山 「明治十五年」六月二十一日 (小室家二五―(四四))

「五月卅日御日附金式円四拾銭入御書(御幸便ニテ)本月六日相違拜読仕候」「○白石社へハ自身昨日相越、別紙ニテ被遣候同社ノ無念筋御小言ノ御書取ヲ直ニ拝見致サセ、為念其受書ヲ取参り候間、即差上申候、其節同社新印本ノ西洋紀聞二部・「折たく柴正誤式冊」(是ハ代価ニ不及由)ノ代価并祭典料ト合金式円四十銭ヲ相渡、該本ト共ニ引換ニ受取候別紙証書二通も正ニ受取申候、依テ同日同町ノ通運取扱所へ相越シ、該本ノ運扱方モ直々依頼致シ置候間、不日御落手ニ可相成歟、届先ハ如御申越川越丹波屋殿宛ニ致シ、賃銀も其積テ四銭式厘ト歟申事故、先払ニ為致置申候、此段御承知可被下候」

白石関係について纏めると次のとおりである。①小室は若い頃から白石に傾倒して著作を集め、明治八年には白石の墓を訪れ、十三年には『古史通或問』を国に献呈した。②小室から頼まれた畠山は、明治十四年に白石の墓の現況を報告した。③白石社の活版本の刊行目的の一つには、墓や年回法会の保存があった。④小室は白石社発起人である畠山の友人鈴木慧淳と文通し、法会は欠席したが、活版本の地名の誤りを指摘した。⑤畠山は小室の為に白石社活版本の入手を取次いだ。畠山は、多忙を極める中でも白石の墓⁹⁰の綿密な調査を行い、活版本の取次を担った。敬愛する小室の為に労を惜しまなかったのである。

おわりに

以上、「畠山手簡」(小室家二五)から、小室元長と畠山如心齋の交流の一部を紹介した。最後に、貴重な文書を寄贈された小室開弘氏、御教示を頂いた新井浩文氏に感謝申し上げます。

註

- (1) 重田正夫氏「幕末・明治初期「好古家」たちのネットワーク」『埼玉の文化財 第五一号』（埼玉県文化財保護協会 平成二三刊）参照。
- (2) 古畑侑亮氏「幕末・明治における「好古家」の随筆受容―武蔵国の在村医小室元長の場合―」『書物・出版と社会変容 第二〇号』（書物・出版と社会変容研究会 平成二八刊）参照。
- (3) 内山作信（一八一六〜一八八七）は横見郡久米田村の名主・戸長、好古家。拙稿「史料紹介」『好古家』の書簡集「内山手簡」―内山作信と小室元長との交流」『文書館紀要 第二五号』（埼玉県立文書館 平成二四刊）参照。
- (4) 峰岸重行（一八二六〜一八八七）は比企郡平村の副戸長、小室元長の友人。慈光寺の麓に住み、重忠断碑の保存運動の中心的人物であった。前掲註(1)参照。
- (5) 根岸武香（一八三九〜一九〇二）は大里郡青山村生まれの政治家・郷土史家・好古家。『崑山手簡』（小室家二五）の明治十二年十二月二十日書簡に「根岸武香氏ハ度々被參、大ニ親シク相成申候、ナンデモ古物ハ沢山ニ貯蔵ノ様子、泊リツ、ケテ見ニ来イト被申候」とあり、崑山と根岸の親しい交際が窺われる。
- (6) 新井浩文氏解説『収蔵文書目録第三六集 小室家文書目録』（埼玉県立文書館 平成九刊）、井上かおり氏「小室家文書の寄贈と展示」『文書館紀要 第二九号』（埼玉県立文書館 平成二八刊）参照。
- (7) 小室元長は「正気詩選 三」（小室家二六六）に梅軒の和歌二首「首夏帰雁 二条家の時／若葉さす嶺飛こえてゆく雁は花を見捨ん名をやをしミし／述懐 古学二入るの後／しぬれハしぬる人そなつかしき老の心に老のしるれば」を採り、梅軒の履歴を「崑山常操（ツネキ）俗称郷八、薙髪、号梅軒、仕贈太政大臣源治済（ハルサダ）公、住江戸浅草、天保十二年十二月四日死、七十一歳、初入二条家芝山前大納言持豊卿門為会頭、後転古学成一家之風」と記している。
- (8) 渡辺刀水氏「崑山梅軒」『歴史と国文学』二一ノ一〜三 昭和一四年七〜九月・『日本書誌学大系四七（三） 渡辺刀水集 二』二四六〜二七二頁（青雲堂書店 昭和六一刊）参照。なお、国学者横山由清著「古代陶器考」（小室家四五六）には如心齋所蔵の出土品が掲載されており、鑑定家としての一面が窺える。
- (9) 前掲註(1)参照。
- (10) 「崑山手簡」明治十二年三月三十日書簡（小室家二五―(一)）に訪問時の記

書簡にみる好古家崑山如心齋と小室元長の交流―明治十年代の古文書販売と新井白石の墓所調査をめぐって―（芳賀）

- 録がある。小室家での歓待の様子や、預かった土偶・土馬の柏木探古器会への出品等が記されている。「野生義去廿三日石原町撞木屋二而一宿、翌日午飯ハ白子亀屋ニ致、鮭ノ育種場モ一見、午後六時過無事ニ着宅、其後無異ニ消光仕候間、乍憚御放念可被下候、抑今般ハ不思議ノ次第ニテ初而尊館へ推参仕候処、意外ノ長逗留ニモ相成、御惣容様ニモ嘸々御迷惑千万ニ可有御座候テ、終始一ノ如ク万事万端御手厚ニ御取扱被成下候ノミナラス、他ノ御周旋筋ニ於テモ至ラサル処ナキハ、決而常人ノ可企及事ニ無御座、加ルニ、吾輩ヲ実ニ御旧識ノ如ク御隔意モナク百事御対遇被成下候条々、何より以難有仕合ニ而、是等之御恩ハ長ク忘却仕間敷、其上ニも品々御投与被成下、孰モ重宝愛玩ヲ極申候、夫是不一傍御厚情ヲ親疎相寄御噂申上候程ニ而、右之段々速ニ御礼状差立可申筈ノ処、廿五日ハ兼而申上置候柏木探古器会ニテ、早朝ヨリ夜更迄其方へ詰切、当日頂戴又拝借ノ土偶・土馬ノ欠類出品仕候処、一同珍ト賞シ、就中柏木ハ出所モ存知ノ品ニテ、別而目ヲ驚シ御様子、此日ニ出品ハ大出来々々」。また、「工村々舎詩集 二編」（小室家一〇八）には如心齋に呈した賦がある。「明治十二年三月十六日崑山如心齋来自東弔本郡平村慈光寺山中弘長二年三月須黒左衛門尉行直所建崑山重忠君追福碑賦呈／忠臣有嗣跡長存、今日来尋遠祖魂、菅谷人民必相道、奚為後我至平村／十八日如心齋訪菅谷城跡、余病不能随、峯岸重行・村田総平為郷導、帰途遇雨賦呈／千年遺跡属荒蕪、故老纔伝城地凶、遥識孝孫懷旧淚、一時為雨灑帰途」
- (11) 明治十二年頃の詩には一時的な回復がみられる。「客歳夏秋之間、久服蜂烈兒水兼施石膏帶、疲勞日加不能起座、自知命期之不长、竊賦絶命詩曰、碑名不可野片石足題名寄語、吾子孫莫教荆棘生、然而蔵之、於胸臆不敢示人、爾後拋諸友之勸、靡一切棄用、以肉食代之、至十月之初、精神少蘇延及、今春雖手石患所、依前精神快暢、殆復旧時、兒輩為開小筵、招一二親友、即席走筆賦一絶／偶逢今日喜、幸免昨年悲、筆硯渾如意、先題統命詩」（「工村々舎詩集 二編」（小室家一〇八））。
 - (12) 小室は「南木廼屋隨筆 五編」（小室家二九六七）に、「○崑山如心齋／老友崑山如心齋（旧名主馬重翼（シゲノブ））、明治十六年六月廿七日没す、法名如心齋耕雲徹道居士、行年五十三年二月、四ツ谷塩町二丁目長善寺（笹寺と云）に葬る」と記し、「工村々舎詩集 三編 一名枕上集」（小室家二七五）に、「癸未六月廿七日悼崑山如心齋／一朝相遇水魚情、我也於君十歲兄、他日子期

君我、何凶君去我長生」と追悼詩を詠んでいる。

(13) 前掲註(3)参照。

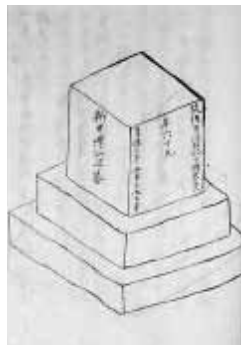
(14) 「白石社雜記」(小室家一〇九)は、明治十四年に結成された白石社の規則や白石の法会に関する朝野新聞の記事、畠山如心齋と親交が深い白石社の発起人である鈴木慧惇に宛てた小室の書簡控などが綴じられている。

(15) 『古史通或問』の国への献呈については埼玉県行政文書(明二九五―二九)及び、芳川恭助書簡(小室家一一二八―一〇・一一)参照。また、「如達堂文集」(小室家二六五五)に以下の跋文があり、入手の経緯が知れる。「献本古史通及或問跋/余自壮年欽慕白石先生、収録其遺書十数種、特惜先生晚年深自韜晦其著書、不敢叨示人、且其書大抵属写本、是以世或有泯滅不伝者、明治二年正月六日、旧地頭佐久間信光君移屋、於旧采地豆州田方郡仁田村、先癸十日開告別是宴、余亦辱其招、翌日陪令嗣信照君遊淺草、遂謁先生墓、坊間得古史通四卷、間一日、又遊日本橋南更得或問四卷、先是余誦、先生与仙台佐久間義和書知有、此書求之不得、今而不虞得之、其喜何如也、蓋似先生之靈便余得此書、持掃掃蠹、新加修飾、為吾家珍矣、夫神世悠邈、三史叙事不明故、微旨往々鬱壘而有難解者、先生以博覽多識之刀剖析古言、發揮蘊奧、考証精確、実非後世紀載者之所能及也、後之執史筆者必將有所準則焉、加賀宰相網紀卿稱為開闢以來第一部之書、亦非溢美也、近聞(以下「」内抹消)「親従山崎周敬道路之説、図書局及明治九年六月刊行東京書籍館書目中漏此書、蓋採摭」、親従山崎周敬之言、四年八月新井源八郎梓古史通四卷以公行、于世可謂、先生述作之志一朝得伸者余未知其人得而閱之、其間有与余之所蔵写本不合者姑举其一、刻本第一卷初葉表十一行分註蠹、余之蔵書作原(以下、刻本と小室蔵の写本の比較が列挙されている。中略)、於註文中而刻本誤連書、以混本文如是之類、決非校者之妄而転写之誤也、三省録引舳舻訓云、明和初年先生是孫源太郎誤失火、簡牘付一炬果知此書非先生手沢本、余之蔵書亦非完備者固難以取信、然今舍此書無可他求者故標書、以備読者之参考耳而、至其或問則天下寥寥無知有此書者聊或問之於古史通、猶春秋有内外伝、苟有非誦、此書不尽正編之大旨者最以為憾、因欲獻一本而期保存、於永遠贍写未果矣、十年一月偶罹痛風性骨膜炎、遍請内外医院治術百方不奏効、荏苒至今日、右腕強直不能采筆、每一念及于此悲酸梗塞、不能自堪也、本臬士族石田秋景首約代書懇請数次及期以多事辭之、更請井上与之、々々一諾如流不經信宿竣其功、嗚呼、微井上氏則与安能得成

其志、其勞亦不可没也、因叙其事与所以得此書之奇遇、以為此編之跋、明治十二年己卯十一月三十日、埼玉県比企郡番匠村休業医小室元長識

(16) 明治八年の小室の白石墓の探索は、持病の療養を兼ねた明治八年の熱海への旅行記である①「熱海再遊簿」(小室二七一―二)と、②「白石社雜記」(小室家一〇九)の鈴木慧惇宛書簡控に記されている。①については、古畑侑亮氏が指摘している(前掲註(2)参照)。以下に、①、②の該当部分の記述を挙げる。

①「明治八年五月十七日、己卯、月曜、快晴、薄暑を催す、村田同道越後屋へ行、東龍閑町荒居屋食、浅草観音を拝し奥山花園小憩、本願寺中月輪山円照寺(住持兼英)に新井築州の墓を吊す、傍に平蔵・尚之進之二氏の墓石もあり、又浅草北松山町拾貳番地荒居山高徳寺新井祐海か許に新井氏代々の墳墓あり、是ハ過キし年田原町法恩寺ヨリ改葬ノ由、其原由ヲ知らず/墓石略図



②「此度諸大家被御申合、白石社規則御広告相成、客月卅日朝野新聞及本月五日交詢社雜誌付録ニ於テ謹而領承、実以千歳ノ一会無前之広慈難有事ニ御座候、老朽無似といへとも、故有て十七才ノ昔より六十(文政壬午生)ノ今日ニ至迄、先生を欽慕するを一日ノ如く、其遺著搜索ニ心を尽候得共、何分僻陋独力ノ致す所僅々数種ニ過ぎず、然ルニ去ル十年一月以降、悪性ノリウマチスニ罹リ、医業無効、右腕強直、左膝又次之、自ら筆を采る能はず(時トシテ管ヲ拇・食ニ指ノ間ニ挿ミ、左ノ掌ヲ添テ本紙ノ如ク引すり回す事あり、嘗有詩紙窓影上梅花月一笑斜似我書蓋紀行其実也)、百事之か為ニ萎靡し、纔ニ残喘余息を送候処、凶らすす際遭し、素願円満致候は、誠ニ望外之大幸ニ奉存候、別紙目錄大抵世上流布之書ニ付御需要ニ不足者ト確認致候得共、其中、古史通或問ハ故加賀宰相殿開闢以来第一部ノ書ト御称美被成候由承候間、保存ノ為客歳三月管庁を経、図書局へ献納致置候、尤其節家本ノ衆へも一応及

協議度、御府下心当り探訪致候得共、踪跡相分り不申、無拋專断を以取計候処、御廣告ニ抛り該家ノ近況をも承知致候、其寡婦トハ新井源八郎殿（古史通出版人）未亡人ニも御座候哉、迎モノ事ニ詳細伺置度候、文朝鮮聘事録余ハ先生ノ手ニ成し者歟否ハ不存候得共、正徳聘事ニ於テハ事細大トなく羅網致候者ニ付、万一御用ニ候ハ、御沙汰次第自費を以通送可仕候／兼テ先生ノ墓ハ報国寺ニ在リト承候間（鳩巢年譜云、享保乙巳云々五月八日新井筑後守中症、同十九日死去、即日弔ニ至ル、廿一日葬於浅草法恩寺、余カ名代トシテ忠三郎寺ニ至ル）、過ル八年五月十七日御地内へ罷越候候処、それハ寺中トハ申モノ、実ハ田原町ニ在リト御差函ニ付、同寺へ参リ承候へハ、爰許ニあらん、北松山町高德寺（十二番地）へ参り尋へしとの事ニより、再び元の道に戻り高德寺（門に荒居山といふ額を掲ク）へ居り込、主僧新井祐海師ニ面謁を請候処、狂人トや思はれけん（此時老生風邪後浴をヲ怠リ、蓬髮垢面・大額巨眼、四尺衣服不掩外踝瘦骨稜々、似月仙所画人物）、有客トテ被断、詮術なく門番を案内ニ頼ミ遍ク寺中を探候ニ、伝藏氏以下ノ墓ハあれとも、先生ノ碑石ハなし、塩懲もなく再び玄関ニ進ミ叩頭再拜、其顛末を口説候ニ（此間婦人の声にてウルサヒネーと聞へしハ誰カ事なるか、食をねたり候猫児を叱り候にや）、暫有てそれならハ円照寺を尋ねて見よとの答ニ付、飛か如くニ同寺（月輪山ト号し、庭に鉄鎖の釣瓶井戸あり）を訪ひ、主人兼英師ニ在り候事とも却説せし候処、それハ／＼と計ニ而、爰より雛僧を添られ真福寺ニ至り初て拜幅する事を得たり、其節は困ヒノ板塀破レ居、其破レ候所より墓所へ通行セリ、近キ頃人ノ詣て候とも見へす、草茫茫々と生茂り、大塚なる儒者捨場と同日の觀をなせるハ勿体なき事也／墓函ハ享和三年堤朝風カ著セシ白石先生著述書目附録ニも見へ候得共、普通之制と異なるハ定而故実のある事なるへし／右之外親敷得拜晤、何度義又申上度義も御座候へとも、前ニも申述候廢疾其事難行、書中ニ而は思ふ半をも尽し不申、動もすれハ語氣自賛ケ間敷走り、第一発起第三十位先生ノ継責も畏く、且長又御退屈も恐入候間筆候、不具、謹空ノ明治十四年四月十五日ノ武蔵国比企郡番匠村廿八番地ノ平民元貞父小室元長（花押）ノ鈴木少教正閣下ノ書簡には以下に、小室家の白石著書の家藏書目（本文参照）と、折焚柴記中の奈良梨村についての考証が添えられている。「折焚柴記 己丑七月六日出仕云々ノ下比奈奈良梨村ノ越畑村ノ名ヲ載ス、二村共ニ弊村ノ北東三里許ニ在リ、其知行セラレシ日ノ浅キ故歟今ハ其

伝ヲ失ヒ二村共ニ先生ノコトハ夢ニモ存シ不申、同条埼玉県郡野手村一本野須ニ作ル、何レカ真ナルヲ知ラズ、是ハ浅草文庫御蔵本新編武蔵風土記該郡（自百九十九卷至二百十八卷）ノ条ニ就テ御調査有之候ハ、相分可申候」

(7) 前掲註(6)②の書簡。

(8) 「白石社雜記」（小室家一〇九）の鈴木慧惇宛の書簡控には、「昨十九日慈清院殿追祭ハ折能クモ大法主様御東上ニ際シ、当日大導師ノ請求御承諾被下候義ハ本社案内状ニ於テ拜承セリ、此ノ日ヤ天気開晴微風不起塵、朝野ノ紳士輻輳御臨席ノ御事ト奉存候、抑白石生前ノ偉業ハ姑置、死後百五十七年ノ今日斯ル幽光ヲ発シ、且是子孫ノ衰茶ヲ振恤セラル、実ニ台下率先御尽力ニアラスンハ、誰カ能為ス事ヲ得ンヤ、僕比日旧疾劇発臥状ニ在リ、同盟峰岸重行不幸母ノ喪ニ籠リ、共ニ盛会ニ参スル能ハス、感銘ノ余リ他筆ヲ借リテ聊鳴謝ノ意ヲ表スノ六月廿日 小室元長ノ鈴木教正様」と法会欠席の理由が述べられている。また、「工村タ舎叢書」（二九九〇）には、白石先生祭典礼を報じる明治十四年六月二十一日の朝野新聞記事が写されている。

(9) 白石社が刊行した新井白石関連の活版本は以下の通りである（国会図書館デジタルコレクション搭載）。捌書肆はいづれも東京神田万世橋内国文社本店等である。①『折たく柴の記 上中下』（明治一四年七月二〇日 著者遺族入新井こと代理兼出版人 京都府平民 鈴木慧惇 東京浅草区諏訪町六番地寄留）、②『采覧異言 上下』（明治一四年七月二〇日 著者故人新井白石 出版人 京都府平民 鈴木慧惇 東京浅草区諏訪町六番地寄留）、③『西洋紀聞 上下』（明治一五年五月七日 著者故人新井筑後守相統人新井琴代理兼出版人 東京府士族 竹中邦香 東京日本橋区兜町四番地）、④『五事略 上下』（明治一六年五月一〇日 著者遺族入新井こと代理兼出版人 東京府士族 竹中邦香 東京日本橋区兜町四番地）、⑤『白石先生年譜』（明治一四年八月二七日 編輯兼出版人 静岡県士族 三田葆光 東京下谷区御徒町一丁目六二番地）。なお、⑤について小室は、明治十五年八月に白石社の鈴木慧惇と三田葆光宛に書簡を送り、「野平村」が「野牛村」であると県庁編輯掛へ確認の上指摘し、今後の訂正を求めている。「贈鈴木慧惇三田葆光二氏書ノ本社客蔵刊行ノ白石先生年譜考証精狭成島氏稱為有用之書、実ニ溢美ニあらず奉存候、其中先生ノ旧采地本郡越畑・奈良梨二ヶ村ハ姑置、埼玉郡野牛村ハ里も隔リ（拾耆里）且古写本折焚柴記多ク野平・野寸・野手村ニ作り頻涉疑似候間、近曾本臚編

輯掛へ質問ニ及事実取調候所、全ク野牛村ニ相違無御座候、然上は這回高明ヲ仮ランスハ他日恐ハ正誤ノ期ヲ失セン、病中強而他筆ヲ借り、乃陳固陋之言敢誦函丈幸ニ嘉納セラレンコトヲ請フ、頓首再拜／埼玉県下武蔵国比企郡番匠村社末小室元長／明治十五年八月／白石社惣代鈴木慧淳様／同社員三田葆様／別紙本文御疑も有之間敷候得共、幸新編武蔵風土記野牛村総論所蔵致候間参考ニ備候、御一覽可被下候、文中今トハ文政ノ初年ヲ云フ也／野牛(ヤギウ)村／野牛村ハ江戸ヨリノ行程十二里、民戸九十六、東ハ太田袋・高岩ノ二村、南ハ篠津・樋ノ口ノ二村、西ハ下早見村、北ハ青柳村、東西八町、用水ハ見沼大用水・笠原用水ニ二流ヲ引来レリ、爰モ古ハ松平伊豆守ノ領地ナリシカ元禄七年御料所トナリ、宝永六年新井筑後守ニ賜ハリ今子孫内蔵介知行セリ、檢地ハ正保四年紀セリ」(「白石社雜記」(小室家一〇九))

② 新井白石の墓は、現在、浅草から中野区の荒居山法喜院高德寺(東京都中野区上高田一―二一九)に移されている。

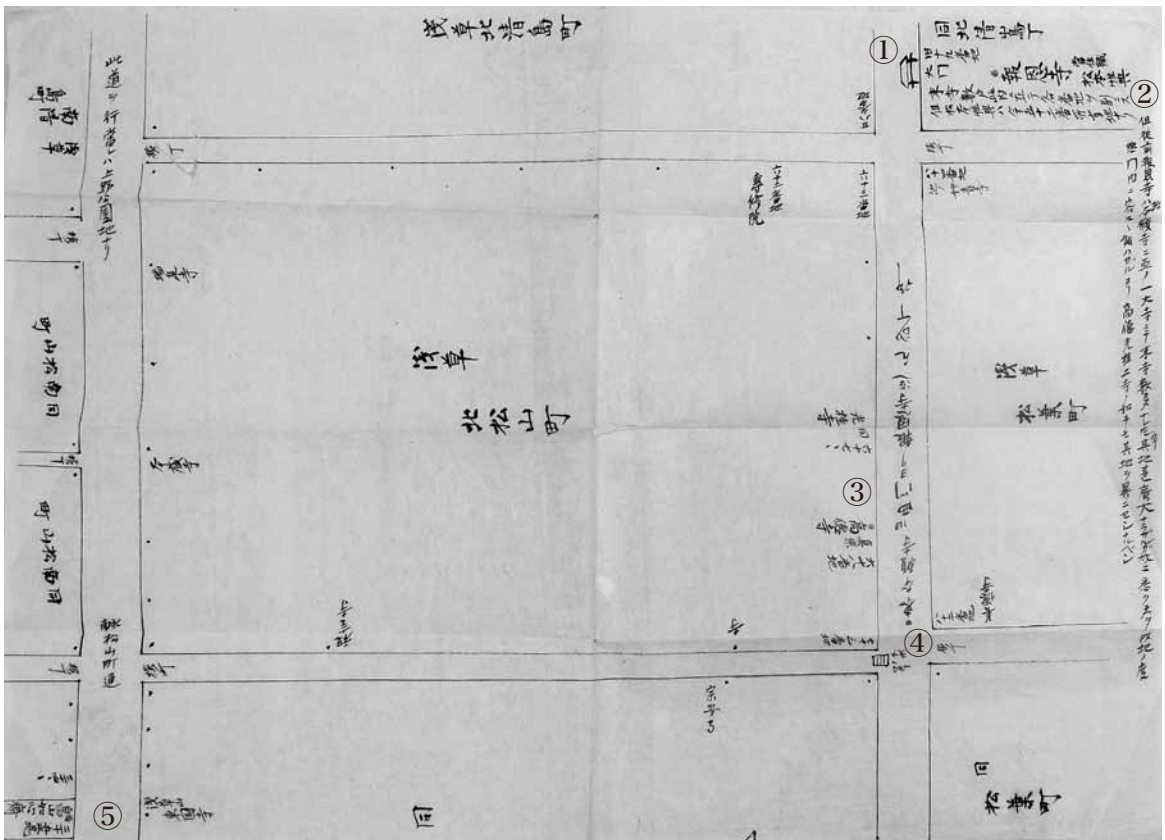
補註 「近傍図」(史料二〇 別紙)(小室家二五―三九)(写真二)

*「近傍図」三枚を上・中・下部の順に掲載し、白石の墓関連の文字を以下に翻訳した。

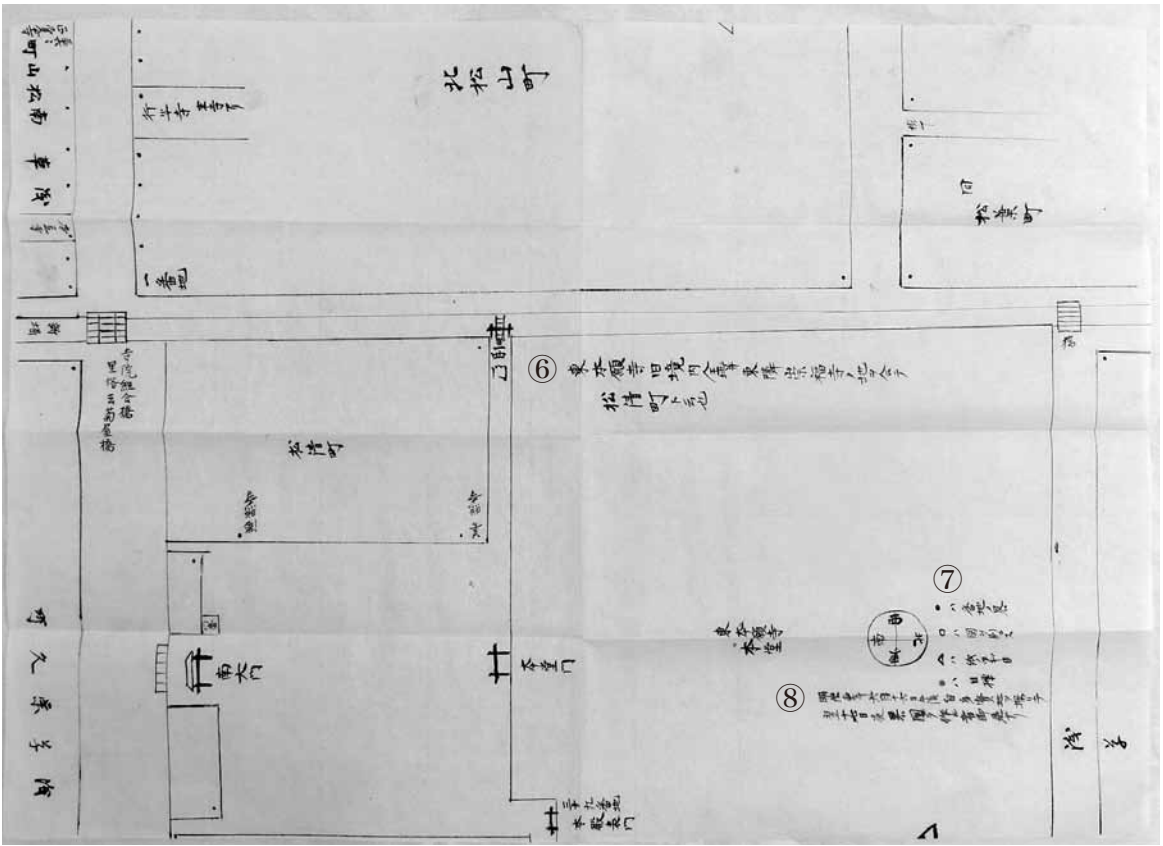
- ① 同北清島丁、旧十九番地 大門、●(赤丸) 報恩寺 当任職松本性典、末寺数戸此内ニ在テ各番地ヲ別ニス、但、松本性典ハ今五十二番所有地ナリ、②但、従前報恩寺ハ始本願寺ニ亞ノ一大寺ニテ末寺数多ナレトモ、今其地甚広大ナラザルガ故ニ、悉ク夫ヲ改地ノ度惣門内ニ容ル、能ハザルヨリ、高德・光桂二寺の如キモ其地ヲ異ニセシナルベシ、③●(赤丸) 六十八番地 真宗 高德寺、④●(赤丸) 東本願寺旧西門ヨリ報恩寺迄凡式丁計、⑤●(赤丸) 三十五番地 畠山如心齋、⑥東本願寺旧境内全地并東隣崇福寺ノ地ヲ合テ松清町ト云也、⑦●(黒丸) 八番地ノ略、○ハ図ヲ別ニス、△ハ紙ノツギ目、●(赤丸) ハ目標、⑧明治十四年六月十六日午後自身実地を探リテ、翌十七日夜略図ヲ作ル者即是ナリ、⑨円照寺墓地、二十七番地 月輪山 ●(赤丸) 円照寺、当任職花園兼英、⑩●(赤丸) 円照寺預、○白石先生墓地、別図アリ、此辺スベテ板塀、真福寺墓地、⑪二十四番地 ●(赤丸) 真福寺

上部

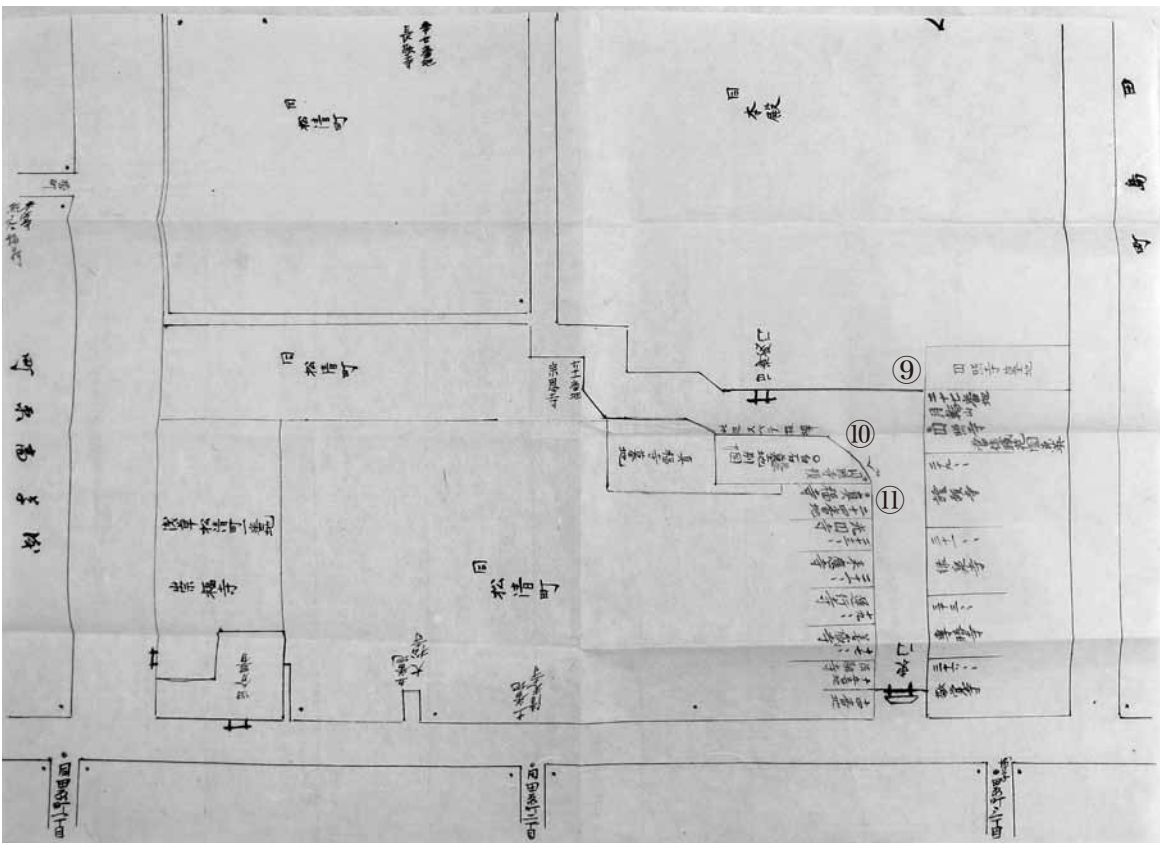
①～⑤



中部 ⑥〜⑧



下部 ⑨〜⑫



書簡にみる好古家畠山如心齋と小室元長の交流―明治十年代の古文書販売と新井白石の墓所調査をめぐって― (芳賀)

『畠山手簡』(小室家二五) 内容一覽表

* 本表には『畠山手簡』(小室家二五) 中の各書簡の内容を列挙した。

* 本文に収録した部分には傍線を付した。

* (一) 内の数字は綴順を示したものであり、内容の年月日順ではない。

(一) 「明治十二年」三月三十日 二十三日小室家逗留の礼、二十五日柏木探古古器会に小室の土偶・土馬出品、栗本鋤雲へ信書渡・訪問不在、秩父彦九保来訪、菅谷古城図写取予定、峰岸への礼依頼、古戦場苦林村近辺の古墳発掘と地税の関係

(二) 「明治十二年」六月四日 槻川・都幾川・都幾山の呼称、仁田忠俊討死の事蹟、慈光寺文書写札、副碑新築二付石工依頼・栗本へ碑文依頼、小田原北条文書印読法、畠山重忠家系図進呈、江戸名所図会井田系、小水と安部一統系図、慈光山碑堂落成、慈光山天の字有る古碑発見、佐治氏系図

(三) 「明治十二年」六月五日 家系略写進呈、谷中天王寺石工広群鶴に面会打合、慈光寺世代・鉢形分限録恵投の礼、小室蔵土偶・鎧武者手返納予定、玉井寺分古塚・苦林出土品の形状・シピン状土器・矢の根・鉄器、本郷村出土石鏃恵投の礼、石鏃の種類

(四) 「明治十二年」六月七日 堀口来訪、峰岸信書柳二本の意味、小室蔵玉類拝見、六角手品箱返納、土中玉類頂戴礼

(五) 「明治十二年」六月二十八日 六月十三日書状拝見、古銭会・尚古会・雑用で多忙、副碑の石材島根石、撰文栗本へ依託、高山地所断碑文言、畠山家系考証、堀口持参本郷村出土品恵投、蜷川式胤・柏木・横山由清の白光への意見、水晶玉、シピン形の酒瓶、川角村小室堀出鏃、採葉記栗本へ進呈、古銭会・古物会、秩父孫十郎、彦久保九郎右衛門、岡部六弥太妻法号、泉井村碎瓦出土・国分寺瓦、栗本五十六歳で小室と同年齢、成島柳北の評、小室蔵鎧武者手返上、摺模写・菅谷城址図表装彦久保へ贈り栗本招キ先祖祭・二十四日の新聞掲載に峰岸の名欠落の詫、副碑寄附金申入

(六) 「明治十二年」八月二十四日 旧暦六月二十二日祖先会開催礼、副碑撰文栗本延引の詫、市川三兼万庵大蔵一等属慈光寺古碑文類模写の予定

(七) 「明治十二年」九月八日 体調不良、市川万庵訪問延引

(八) 「明治十二年」九月十三日 九月六・十一日書簡達済、白石手簡の石鏃の記述への意見、断碑石柱記文拝見希望、本田書状、彦三来訪・預り品の評価、小室送付の古土器鑑定・酒瓶、鎧武者手返却、川角堀出し鏃返却、地蔵下出土玉返却、(別紙) 秩父重忠石柱碑

(九) 「明治十二年」十二月二十日 模本摘要返答、白石著書江関遺聞返答延引、シーボルト上梓考古説略大意、島津系譜逸文廻しの礼、小先生(小室令息) 来訪の礼、峰岸より都幾山略記廻しの礼、芳川撰文断碑柱銘意見への教諭、峰岸より鐘銘・天平古碑石摺廻しの礼、小室小先生持参古環鑑定、熱海浴場古物鑑定、小室文晁画幅購入、本田親徳来訪・当村志記述・満福寺に付意見せず、根岸武香度々来訪・古物多数貯蔵・家へ招待、新編武蔵風土記中菅谷城跡進呈、畠山系図覚増補

(一〇) 「明治十二年」十二月二十三・二十八日 彦三来訪、新編武蔵風土記中本田・畠山村写贈呈礼、本田親徳書手記・書状、根岸招待・勾玉一件、茶席茶掛折釘・秘事要寸法、峰岸相手、朝野新聞中鎌倉之詩作柳北問合中、上田氏家系調査依託中、体調不良、愚息地方官会議被命、明朝村田彦三来訪予定、栗鋤翁草稿未届、江関遺文返答遅延引詫、畠山重明中央衛生会兼務被申付・月手当三拾円

(一一) 「明治十三年」一月十二日 文晁幅代価受取・栗本紙面返済不要、峰岸相手迎、村田彦三之義了承、文晁幅箱、栗翁作文意見

(一二) 「明治十三年」二月五日 栗本へ撰文意見手渡、畠山家系図への小室指摘、鎌田某話・旧鹿兒島藩中秩父党ト称スル者有(西郷・伊知地・岸良)、畠山某近県奉職峯岸調査予定、伊知地畠山同族、日本史抄泉庁へ依頼写恵贈の礼、文晁幅箱・秘蔵古文書箱買入予定、新井白石墓在所・新井源八郎調査依頼受、吉田意安跡宿所栗本より届渡、成島柳北問合鎌倉詩作中文字判明、愚息別家の為繁忙

(一三) 「明治十三年」三月七日 無音の詫、栗本撰文再按遅滞に付栗本訪問・下書拝見催促、新井白石墓・遺族調査報告、村田蔵唐人破竹図、チラシ贈呈・尚古会等盛況、江関遺聞延引詫

(一四) 「明治十三年」四月五日 柿沼来訪・小室希望書小籠入落握拝見、土馬残缺鑑定、玉林寺出土の土器鑑定・玉林寺ハ金環出土スル二千年前後の古墳、鉄印・表装幅意見村田へ依頼、柿沼浅草観音来訪中急ぎ認

(一五) 「明治十三年」三月二十五日(四月十一日村田持参) 三月十七日書状・二十二日追書・綴本・古印・画幅村田持参受取、栗本撰文催促・葉書申越、伊知

地と面会、鎌倉大草紙中巻・撰文・図書局長献本願書預り・鑑真会陳列予定、新聞掲載の畠山出品物、白石墓地新井家所有地、鉄古印鑑定、小室家蔵古文書箱寸法書、江関遺聞（江戸志）取調、成島柳北矢口辺梅花小室新聞ニテ承知、武蔵鑑中菅谷村城跡図抄出小室写惠与の札・意見、石刃・雷棒図送付依頼、龐氏土画幅表装、村田来訪・今後は旅亭へ持参希望

(一六) [明治十三年] 三月二十九日 村田来訪に付大略御請書依頼、三月二十五日葉書拝見、村田蔵幅仕入見合せ、古印未調査預り置、栗翁沙汰なし

(一七) [明治十三年] 四月十七日 栗本撰文取立経緯、撰文提出、畠山の撰文評価、撰文進呈、北畠准后云々、須黒系図、畠山村と菅谷村ノ条等勘案願、「遺碑又委荒涼」亦の誤り歟、碑修建入費一部畠山・彦久保差出、栗本へ謝金壹円五拾銭支払、鎌倉大草紙四月十七日上野某亭へ陳列・返却、チラシ進呈、鉄印三文字判明・明日新富丁例会出品予定、碑記長文費用

(一八) [明治十三年] 五月九日 四月二十一日書状・瓦器入封箱落掌、栗本撰文同論申越、村田月輪村古瓦器恵投札、村田再恵投の土器鑑定・鑑武者の肩部、二重輪の印文鑑定延引・北条家持品無之、岩槻城主太田氏・美濃守憲正・上田氏系図等不明、菅谷城跡図原本脱字、月輪村御略廻しの札、古印文字一字不明、請合調事延引訖

(一九) [明治十三年] 五月十一日 五月七日書状柿沼持参、畠山・彦久保寄附金請取不要、月輪村出土品、鎌倉大草紙中巻・撰文写の為留置、白石墓調査延引訖、寄附金残金差上、古文書売品問合せ、美濃守憲正文書調査延引訖、古印返却

(二〇) [明治十三年] 六月三十日 五月十六日・六月八日書状拝見、出土土器の馬飾り拝見希望、寄附金証書送付札、栗本撰文写希望、鎌倉大草紙贈呈札、市川万庵・安藤龍淵古印解説、斡旋古文書内容説明、村田氏龐居士幅鑑定結果、月輪村出土土鈴、松浦武四郎・揆雲余興評、古物家達の評、畠山の古物収集の目的・姿勢

(二一) [明治十三年] 八月五日 阪本書状・掛物持参・来訪時病臥訖

(二二) [明治十三年] 八月四日 土鈴の鑑定結果

(二三) [明治十三年] 八月 瓦製竹筒馬足と鑑定、古印本類拝読、市川団十郎先祖由来拝承・一人一姓と芸名の関係

(二四) [明治十三年] 八月四日 鉄印文字解説・鑑定結果（向山黄村・森立之・

市河米庵・安藤龍淵・小島尚細・芋飼・玉川三治）

(二五) [明治十三年] 八月五日 宣秋門院の事、古文書感状御用拝承、小室蔵大雅画幅請取、村田蔵幅修理・箱贈呈

(二六) [明治十三年] 八月五日 金員入七月二十六日・八月四日附本副書状玉川郷近藤又吉より落手、畠山体調、金員請取証近藤へ差上、古文書類目録全て買入拝承・取集箱入精算予定、感状・写探索中、小室所蔵石刃図送付不急、八文字屋旧蔵古本二冊拝見札、和漢三才図会中二ヶ条系図抄録恵投札

(二七) [明治十三年] 八月十二日 和漢三才図会管見・肩衣半袴・東派廿四輩証性房恵空重秀説、梅尾明恵上人秩父家所縁

(二八) [明治十三年] 八月二十日 古文書類取集小室へ送付（四点売切・値引・端紙目録は赤松徳三売品・請取証不出）、古文書入箱用意送付、古文書代価総計七円八十五銭五厘・箱（古文書・龐居士幅箱）・合計八円三銭五厘、古泉番附（畠山二段目三席）送付、古泉番附送付

(二九) [明治十三年] 十月十六日 書状落掌、書画マクリ類預り、大雅堂山水幅正真と鑑定、高山君郵便局開設、高柳隆三話ニ秩父絹注文伝言依頼、九月五日達書状御請、小室旧蔵歌集作者胤海僧正調査中、書画鑑定古筆家相談後回答、村田箱蓋欠の儘高柳経由差上、伝来書贈呈、栗翁副碑状況質問仰せ聞かせ依頼

(三〇) [明治十三年] 十一月八日 端書落手、町田来訪細書達拝見、副碑委細仰越札、大雅堂画幅返上、マクリ鑑定延引訖

(三一) [明治十三年] 十一月二十六日 村田蔵書画類鑑定・旅行ノ為返送延引訖・自適齋尚信假筆・英一蝶正筆不宜・佐文山正筆ニ付伝言依頼、大雅堂幅町田ニ依頼返却済

(三二) [明治十三年] 十二月三十一日 端書到着、十二月十七日・十九日書状拝読、副碑報告札・来春峯岸村田来店時建築費等相談希望、中窪村古塚出土品・玉類、小田原・鉢形城感状類・古文書類小室買取希望、当京近傍一向見懸ず、左内三葉齋指物伝来の人有、今川義元討死時の馬印畠山入手、小室慈光寺蔵一品経小水磨納経朝野新聞投稿に杜撰な修正有・敵敷指示可然、裏絹徳用買入札、四疊半茶席額釘打方取調延引の訖、村田へマクリ類返上

(三三) [明治十四年] 二月二十六日 年賀、畠山風邪疎遠の訖、高柳来訪書状拝読、鑑定小札に小室・村田配慮の札、泉井村出土の古瓦幸便申上、比留間蔵横見在名金瓦、野原蔵大井大里文字意見、佐藤栄中古瓦鑑定東京第一人、比留間・野原蔵竹瓦、比企出土無き件ニ付意見、平瓦の小口唐草模様、箱銀通宝・常平通宝、「日

本現存古札目録」は旧蔵成島柳北を印刷し朝野新聞年玉配布、峰岸・村田博覧会開場頃出府予定

(三四)「明治十四年」五月一日 高山来訪書状拝読、村田先日來訪、朝野新聞折焚柴一五日刊行記事有、畠山昨年東本願寺家令鈴木慧淳から刊行相談有、畠山立替購入予定

(三五)「明治十四年」五月十八日 折焚柴に付成島柳北へ面会、配布は白石社員限定、鈴木慧淳へ問合、活版は未刊行、法会六月十九日に延期、去年の鈴木慧淳との談話(白石墓・有志と白石遺書の活版印刷を計画・畠山協力申出)、小室白石社入社と誤解、小室鈴木へ直接書状を送付、畠山墓調査報告、茶席額釘回答

(三六)「明治十四年」五月二十六日 五月十九日書状二十一日拝読、小室病状見舞、代筆書状の礼、「日本現存古泉目録」入手贈呈(成島と懇意により朝野新聞より賞請)、国分寺瓦鑑定結果(佐藤栄中)

(三七)「明治十四年」五月二十六日 昨年売渡古文書「四丈綱云々康和五年」返却依頼

(三八)「明治十三年」六月二十九日 斡旋古文書目録

(三八)「明治十三年」七月一日 斡旋古文書目録(増補)

(三九)「明治十四年」六月十八日 康和文書返却礼、小室病状見舞・令息代筆、白石社刊行折焚柴等未廻送照会予定、六月十九日白石先生法筵本願寺にて開催・

畠山出席予定、鈴木への小室の文通了解、本日雨天中白石墓地再調、墓地・近傍図小室へ贈呈、法恩寺先便位置間違、白石墓地無番号、円照寺に照会できず、鉄印塾字調査礼、刻印家武川荷汀鑑定、将門記・純友追討記・陸奥話記(鈴木真年点入)廻送希望、畠山牛庵(古筆鑑定家)は水府侯侍医家、河内畠山は畠山義純子孫、幕府高家能登(築地住・河内(麻布住)、康和文書返済の礼・小室町田へ返金、代替文書予定、(別紙)白石墓所図一枚・近傍地図三枚(明治十四年六月十七日)

(四〇)「明治十四年」七月十八日 七月十一日・十五日書状拝読、町田よりの証書は不要、小室が白石先生追祭の際に鈴木教正へ出した書控拝見、小室の自ら棄用禁止の決心に対し意見、康和文書返却詫、慈光寺副碑村田へ委任仰越、峰岸老母西行悔、康和四年文書師行と建武の師行間違、慈光山四別当鈴木真年説系図写本贈与の礼、円照寺町名、白石墓地入口形状、町田君証書受取証(明治十四年七月十八日)

(四一)「明治十四年十二月三十日」体調悪く疎遠詫、碑文中須黒略系栗本懸合の爲手入、栗本より父の著述「医方啓蒙前後編 合四冊小本」を小室へ廻送依頼、小室伝来ウンドン箱栗本へ贈呈・栗本修理、栗本古器物沢山伝来

(四二)「明治十五年」小室八月二十三日書状に疲労多と有、其後疎遠詫、九月遠祖副碑新設・造石料廻し礼、船廻手續・石工申付の次第峰岸へ伝言済、虎鉄印文判然せず幸便返却、高柳依頼し小室蔵幅類拝観、略儀話置、体調不良、明日九段阪招魂社興業予定、いづれ彦久保と本書差上の積り

(挟込書状)

(四三)「明治十四年」二月十七日 一月十一・十八日書状等十二日正木持参拝見、小室体調悪化、畠山家内取込、葛西郡内地名亀梨・豆州棟山・楳山考証延期、小室蔵鉄印文諸名家考差上・鉄印留置、金員村田分二円十銭残り幸便返却、四十銭本色物通運料・桐紙は包紙、荷物送付正木幸便を逃した詫、運賃残り預かり、深川公園内活版所近藤瓶城は心得ず、小室の文章・詩作を賞賛、畠山栗本令継没を不知、小室副書の通報への礼・栗本に小室の副書を持参・栗本感伏し新聞掲載考慮、副碑新築費用小室・峰岸・村田の他に高山加入有無照会

(挟込封筒入書状)(封筒住所…東京浅草区南松山町三十五番地 畠山如心齋)

(四四)「明治十五年」六月二十一日 五月三十日付金二円四十銭入書状六月六日達、三月十二日より美術会場へ買取・五月三十一日迄昼夜詰切・閉場六月も一兩日前まで諸調片付・延引詫、昨日白石社へ行小言を見せ受書取、「西洋紀聞二冊」折たく柴正誤二冊」代価・祭典料二円四十銭渡、本と別紙証受取、同町通運へ依頼済、川越丹羽屋宛質払済、美術会出品目録改正版送付、副碑連名高山加入、畠山名出詠不要、副碑書家安藤龍洩取込延引詫、小室珍藏ウンドン箱鼠喰修理照会、副碑清書手間取